



毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例 (第27号) ..... 2130

◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (第28号) ..... 2130

◇川崎市市税条例等の一部を改正する条例 (第29号) ..... 2131

◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例 (第30号) ..... 2133

◇川崎市保育園条例の一部を改正する条例 (第31号) ..... 2133

◇川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例 (第32号) ..... 2133

◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例 (第33号) ..... 2134

規 則

◇川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 (第45号) ..... 2135

◇川崎市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (第46号) ..... 2140

◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (第47号) ..... 2140

◇川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (第48号) ..... 2142

告 示

◇道路区域の変更 (第347号) ..... 2142

◇地縁団体の告示事項の変更 (第348号) ..... 2143

◇自転車等の撤去と保管 (第349号) ..... 2143

◇指定障害児通所支援の事業の廃止 (第350号) ..... 2143

◇指定障害福祉サービスの事業の廃止 (第351号) ..... 2144

◇指定障害児通所支援の事業の廃止 (第352号) ..... 2144

◇指定特定相談の事業の廃止 (第353号) ..... 2144

◇指定障害児通所支援の事業の廃止 (第354号) ..... 2144

◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第355号) ..... 2145

◇指定特定相談支援事業者の指定 (第356号) ..... 2145

◇指定障害児通所支援事業者の指定 (第357号) ..... 2145

◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第358号) ..... 2146

◇指定障害児通所支援事業者の指定 (第359号) ..... 2146

◇指定障害児通所支援事業者の指定 (第360号) ..... 2146

◇指定一般相談の事業の廃止 (第361号) ..... 2146

◇生活保護法等による指定医療機関の変更 (第362号) ..... 2147

◇生活保護法等による指定医療機関の指定 (第363号) ..... 2147

◇生活保護法等による指定施術機関の指定 (第364号) ..... 2147

◇生活保護法等による指定医療機関の変更 (第365号) ..... 2147

◇生活保護法等による指定医療機関の廃止 (第366号) ..... 2147

◇生活保護法等による指定医療機関の休止 (第367号) ..... 2147

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止 (第368号) ..... 2147

◇生活保護法等による指定介護機関の指定 (第369号) ..... 2147

◇生活保護法等による指定介護機関の変更 (第370号) ..... 2148

◇生活保護法等による指定介護機関の廃止 (第371号) ..... 2148

◇地縁団体の告示事項の変更 (第372号).....	2148	◇開発行為に関する工事の完了 (第346号) .....	2170
◇道路区域の変更 (第373号).....	2148	◇開発行為に関する工事の完了 (第347号) .....	2170
◇道路の供用開始 (第374号).....	2148	◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧 (第348号).....	2170
◇予防接種の業務を行う医師の変更 (第375号).....	2148	◇一般競争入札の執行 (第349号).....	2171
◇予防接種の業務を行う医師 (第376号).....	2149	◇一般競争入札の執行 (第350号).....	2171
◇市道路線の認定 (第377号).....	2149	◇一般競争入札の執行 (第351号).....	2172
◇道路区域の決定 (第378号).....	2149	◇開発行為に関する工事の完了 (第352号) .....	2172
◇道路の供用開始 (第379号).....	2150	◇開発行為に関する工事の完了 (第353号) .....	2173
◇市道路線の廃止 (第380号).....	2150	◇一般競争入札の執行 (第354号).....	2173
◇道路区域の変更 (第381号).....	2150	◇一般競争入札の執行 (第355号).....	2174
◇道路の供用開始 (第382号).....	2150	◇一般競争入札の執行 (第356号).....	2175
◇道路区域の変更 (第383号).....	2151	◇一般競争入札の執行 (第357号).....	2177
◇道路の供用開始 (第384号).....	2151	◇一般競争入札の執行 (第358号).....	2178
◇道路区域の変更 (第385号).....	2151	◇一般競争入札の執行 (第359号).....	2179
◇道路の供用開始 (第386号).....	2151	◇一般競争入札の執行 (第360号).....	2181
◇道路区域の変更 (第387号).....	2152	◇一般競争入札の執行 (第361号).....	2182
◇道路区域の変更 (第388号).....	2152	◇一般競争入札の執行 (第362号).....	2184
◇道路の供用開始 (第389号).....	2152	◇一般競争入札の執行 (第363号).....	2185
◇道路区域の変更 (第390号).....	2152	◇一般競争入札の執行 (第364号).....	2186
◇道路の供用開始 (第391号).....	2152	◇一般競争入札の執行 (第365号).....	2188
◇議決された予算の公表 (第392号).....	2153	◇サイレンの吹鳴 (第366号).....	2190
◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出 (第393号).....	2154	◇一般競争入札の執行 (第367号).....	2190
◇自転車等の撤去と保管 (第394号).....	2154	◇建築基準法に基づく意見聴取会の開催 (第368号).....	2192
◇介護保険法によるサービス事業所等の廃止等 (第395号).....	2155	◇道路位置の廃止 (第369号).....	2192
◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等 (第396号).....	2155	◇公募型プロポーザルの実施 (第370号) .....	2193
◇告示の訂正 (第397号).....	2156	◇都市公園の供用開始 (第371号).....	2193
<b>公 告</b>		◇開発行為に関する工事の完了 (第372号) .....	2194
◇一般競争入札の執行 (第334号).....	2156	◇一般競争入札の執行 (第373号).....	2194
◇一般競争入札の執行 (第335号).....	2156	◇一般競争入札の執行 (第374号).....	2195
◇開発行為に関する工事の完了 (第336号) .....	2158	◇開発行為に関する工事の完了 (第375号) .....	2199
◇開発行為に関する工事の完了 (第337号) .....	2158	◇開発行為に関する工事の完了 (第376号) .....	2199
◇一般競争入札の執行 (第338号).....	2158	◇道路位置の指定 (第377号).....	2200
◇一般競争入札による貸付けの実施 (第339号).....	2160	◇道路位置の廃止 (第378号).....	2200
◇公募型プロポーザルの実施 (第340号).....	2162	◇一般競争入札の執行 (第379号).....	2200
◇公募型プロポーザルの実施 (第341号).....	2164	◇一般競争入札の執行 (第380号).....	2201
◇公募型プロポーザルの実施 (第342号).....	2166	◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (第381号).....	2202
◇開発行為に関する工事の完了 (第343号) .....	2168	◇特定非営利活動法人の定款の変更認	
◇開発行為に関する工事の完了 (第344号) .....	2168		
◇一般競争入札の執行 (第345号).....	2168		

証申請 (第382号)……………	2203	号)……………	2232
◇特定非営利活動法人の定款の変更認		<b>病院局公告 (調達)</b>	
証申請 (第383号)……………	2204	◇落札者等の公示 (第8号)……………	2233
<b>公告 (調達)</b>		<b>教育委員会告示</b>	
◇一般競争入札の執行 (第266号)……………	2204	◇教育委員会定例会の招集 (第19号)……………	2234
◇落札者等の公示 (第267号)……………	2206	◇公印の改刻 (第20号)……………	2234
◇一般競争入札の執行 (第268号)……………	2206	<b>人事委員会公告</b>	
◇一般競争入札の執行 (第269号)……………	2208	◇平成29年度川崎市職員 (高校卒程	
◇一般競争入札の執行 (第270号)……………	2210	度、保育士、栄養士、臨床検査技師、	
◇一般競争入札の執行 (第271号)……………	2211	学校栄養職) 採用試験の実施 (第3	
◇一般競争入札の執行 (第272号)……………	2213	号)……………	2234
◇落札者等の公示 (第273号)……………	2214	◇平成29年度身体障害者を対象とした	
<b>税公告</b>		川崎市職員採用選考 (第2回) の実	
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第116号)……………	2215	施 (第4号)……………	2242
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第117号)……………	2215	<b>区告示</b>	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第118号)……………	2215	◇自動車臨時運行許可番号標の無効	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第119		(川崎区第4号)……………	2249
号)……………	2215	<b>区公告</b>	
◇差押調書 (謄本) の公示送達 (第120		◇国民健康保険料に係る還付通知書の	
号)……………	2215	公示送達 (川崎区第68号)……………	2249
◇配当計算書 (謄本) の公示送達 (第		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
121号)……………	2215	送達 (川崎区第69号)……………	2249
◇督促状の公示送達 (第122号)……………	2215	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
<b>上下水道局告示</b>		(川崎区第70号)……………	2249
◇川崎市排水設備指定工事店の指定		◇住民票の職権消除 (川崎区第71号)……………	2249
(第24号)……………	2216	◇印鑑登録の抹消 (川崎区第72号)……………	2250
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		◇国民健康保険料に係る差押解除通知	
事業者の指定 (第25号)……………	2216	書の公示送達 (川崎区第73号)……………	2250
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事		◇住民票の職権消除 (幸区第31号)……………	2250
事業者の指定事項の変更 (第26号)……………	2217	◇印鑑登録の抹消 (幸区第32号)……………	2250
<b>上下水道局公告</b>		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇一般競争入札の執行 (第48号)……………	2217	送達 (幸区第33号)……………	2250
◇一般競争入札の執行 (第49号)……………	2218	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇一般競争入札の執行 (第50号)……………	2219	(幸区第34号)……………	2250
◇一般競争入札の執行 (第51号)……………	2220	◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇一般競争入札の執行 (第52号)……………	2220	送達 (高津区第28号)……………	2251
<b>交通局告示</b>		◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇公金徴収業務の委託 (第6号)……………	2224	(高津区第29号)……………	2251
<b>交通局公告</b>		◇住民票の職権消除 (高津区第30号)……………	2251
◇一般競争入札の執行 (第56号)……………	2224	◇印鑑登録の抹消 (高津区第31号)……………	2251
<b>交通局公告 (調達)</b>		◇差押通知書の公示送達 (高津区第32	
◇落札者等の公示 (第9号)……………	2225	号)……………	2252
<b>病院局公告</b>		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	
◇選定による貸付けの実施 (第22号)……………	2225	送達 (宮前区第32号)……………	2252
◇一般競争入札の執行 (第23号)……………	2228	◇介護保険料に係る督促状の公示送達	
◇喫茶店運營業者の公募 (第24号)……………	2231	(宮前区第33号)……………	2252
◇売店等運營業者の公募 (第25号)……………	2231	◇住民票の職権消除 (宮前区第34号)……………	2252
◇レストラン運營業者の公募 (第26		◇印鑑登録の抹消 (宮前区第35号)……………	2252

◇介護保険料に係る督促状の公示送達  
 (多摩区第35号) ..... 2253

◇国民健康保険料に係る督促状の公示  
 送達(麻生区第33号) ..... 2253

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄  
 本)の公示送達(麻生区第34号) ..... 2253

◇国民健康保険料に係る配当計算書  
 (謄本)の公示送達(麻生区第35号) ..... 2253

◇国民健康保険料に係る差押解除通知  
 書の公示送達(麻生区第36号) ..... 2253

正 誤

◇第1725号 ..... 2253

**条 例**

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月28日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第27号**

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給  
 条例の一部を改正する条例

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項に次の8号を加える。

(12) 選挙長	日額	10,600円
(13) 投票所の投票管理者	日額	12,600円
(14) 期日前投票所の投票管理者	日額	11,100円
(15) 開票管理者	日額	10,600円
(16) 投票所の投票立会人	日額	10,700円
(17) 期日前投票所の投票立会人	日額	9,500円
(18) 開票立会人	日額	8,800円
(19) 選挙立会人	日額	8,800円

第1条第2項を次のように改める。

2 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げ、又は閉じる時刻を繰り下げた場合における前項第14号又は第17号の職員の報酬の額は、これらの号に掲げる額に、当該期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、同項第14号の職員については965円、同項第17号の職員については826円をそれぞれ加算した額とする。

第2条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第1項第12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、投票日の当日に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続い

て職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。

第5条第1項中「、第2項」を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月28日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市条例第28号**

川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正  
 する条例

川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「市長が認める者」を「規則で定めるもの」に改め、同条第4項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第8条第5項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

(失業者の退職手当に関する暫定措置)

10 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第4項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するため

に必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1省令で定める理由により就職が困難な者であって、同項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者と24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職して規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に定する指導基準に照らして再就職を促進するために必規定する職業指導を行うことが適当であると認めた要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行もの(アに掲げる者を除く。)

うことが適当であると認めたもの

とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第5項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例(以下「新条例」という。)第8条第4項(第2号に係る部分に限り、新条例附則第10項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した川崎市職員退職手当支給条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)であって川崎市職員退職手当支給条例第8条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法(昭和49年法律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第2項の退職手当の支給を受け終わった日が、この条例の施行の日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(昭和22年法律第141号)(以下「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第8条第5項(第5号に係る部分に限る。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

川崎市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成29年6月28日

川崎市長 福田 紀 彦

### 川崎市条例第29号

川崎市市税条例等の一部を改正する条例

(川崎市市税条例の一部改正)

第1条 川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第23条中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第41条の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第41条の2の見出し中「あん分」を「<sup>あん</sup>按分」に改め、同条第1項中「あん分」を「按分」に改め、同条第2項中「あん分」を「按分」に改め、「避難の指示等」の次に「(以下この項において「避難の指示等」という。)」を加え、「被災年の」を「被災年(以下この項において「被災年」という。の)」に、「以後3年」を「から起算して3年」に、「各年度」を「各年度とし、同項に規定する被災市街地復興推進地域が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。))には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

附則に次の4項を加える。

(平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税の税率の特例)

25 法附則第30条第6項から第8項までに規定する3輪以上の軽自動車に対する第64条第1項第2号の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初めて同項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次のとおりとする。

(1) 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、前項第1号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(2) 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車については、前項第2号の表の左

欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (3) 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く。)については、前項第3号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 26 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が附則第24項第1号から第3号まで及び前項第1号から第3号までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 27 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第70条及び第71条の規定を除く。)を適用する。

- 28 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。  
(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成29年川崎市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中附則第24項を附則第28項とし、附則第14項から附則第23項までを4項ずつ繰り下げる改正規定を次のように改める。

附則第28項を附則第32項とし、附則第27項を附則第31項とする。

附則第26項中「第24項第1号」を「第28項第1号」に改め、同項を附則第30項とし、附則第25項を附則第29項とし、附則第14項から附則第24項までを4項ずつ繰り下げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中川崎市市税条例第23条の改正規定及び次項の規定

は、平成30年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)第23条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 新条例第41条の2第2項の規定は、平成28年4月1日以後に発生した地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、平成29年度分の固定資産税に係る新条例第41条の2第2項及び川崎市市税条例第51条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「1月31日」とあるのは、「1月31日(平成29年度分の固定資産税に係る申出にあっては、平成29年7月31日)」とする。

- 4 第1条の規定による改正前の条例第41条の2第2項の規定により、平成28年4月1日前に発生した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例附則第25項の規定は、平成30年度分及び平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成29年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 6 新条例附則第26項から第28項までの規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 7 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを川崎市市税条例第66条の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この項及び次項において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この項及び次項において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有

者とみなして、軽自動車税に関する規定（同条例第70条及び第71条の規定を除く。）を適用する。

8 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第30号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第279号中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、同条第281号及び第282号中「第12条第24項」を「第12条第26項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第31号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和28年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号
川崎市小田保育園	川崎市川崎区小田3丁目17番3号

を

川崎市大島乳児保育園	川崎市川崎区大島5丁目21番10号
------------	-------------------

に

川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延5丁目1番10号
川崎市上作延保育園	川崎市高津区向ヶ丘1番地3

を

川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延5丁目1番10号
-----------	-------------------

に

「

川崎市中有馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号
川崎市馬絹保育園	川崎市宮前区馬絹1,364番地7

」

を

「

川崎市中有馬保育園	川崎市宮前区有馬3丁目2番10号
-----------	------------------

」

に

「

川崎市土淵保育園	川崎市多摩区生田2丁目14番5号
川崎市南生田保育園	川崎市多摩区南生田3丁目2番5号

」

を

「

川崎市土淵保育園	川崎市多摩区生田2丁目14番5号
----------	------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

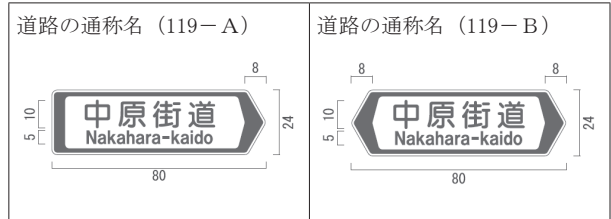
川崎市条例第32号

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市道路標識の寸法の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第89号）の一部を次のように改正する。

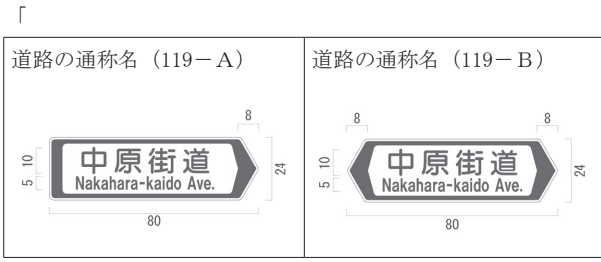
別表の1案内標識の寸法の表中「117の2-A」を「117の3-A」に、「117の2-B」を「117の3-B」に、「118の3-A」を「118の4-A」に、「118の3-B」を「118の4-B」に、「118の4-A」を「118の5-A」に、「118の4-B」を「118の5-B」に、「118の4-C」を「118の5-C」に、「118の4-D」を「118の5-D」に、

「



」

を



に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6月28日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第33号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場 弓道場
-------	--

を

富士見公園	野球場 テニスコート テニスコート照明施設 バレーボール場 相撲場
-------	---

に改める。

第6条第2項の表中

--	--

弓道場 屋内野球 練習場 相撲場	1月1日 から 12月31日 まで	午前9時 から 午後5時 まで	12月29日 から 翌年の 1月4日 までの日	市長は、必要に 応じ左欄の 供用期間、 供用時間及 び休場日を 変更するこ とができる。 ただし、第 18条の2第 1項に規定 する指定管 理者が管理 を行う有料 施設にあつ ては、当該 指定管理者 は、必要に 応じ、あらか じめ市長の 承認を得て、 同欄の供用 期間、供用 時間及び休 場日を変更 することができる。
---------------------------	----------------------------	--------------------------	-------------------------------------	---

を

屋内野球 練習場 相撲場	1月1日 から 12月31日 まで	午前9時 から 午後5時 まで	12月29日 から 翌年の 1月4日 までの日	市長は、必要に 応じ左欄の 供用期間、 供用時間及 び休場日を 変更するこ とができる。 ただし、第 18条の2第 1項に規定 する指定管 理者が管理 を行う有料 施設にあつ ては、当該 指定管理者 は、必要に 応じ、あらか じめ市長の 承認を得て、 同欄の供用 期間、供用 時間及び休 場日を変更 することができる。
--------------------	----------------------------	--------------------------	-------------------------------------	---

に改める。

第8条第1項の表中

--	--	--	--	--



相撲場	1回 (4時間 以内)	5,000円	1人1回 (2時間 以内)	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未 満の者(高校生 を含む。) 100円
弓道場	同(同)	5,000円	同(同)	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未 満の者(高校生 を含む。) 100円

を

相撲場	1回 (4時間 以内)	5,000円	1人1回 (2時間 以内)	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未 満の者(高校生 を含む。) 100円

に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

**規 則**

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市規則第45号**

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の  
一部を改正する規則

川崎市職員退職手当支給条例施行規則(昭和24年川崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

第10条 条例第8条第1項に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 定数の減少、組織の改廃又は予算の減少により過員又は廃職を生ずることにより退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者
- (3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合に限る。)又はこれに準ずる退職をした者

- (4) 公務上の傷病により退職した者
- (5) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者

第13条第1項中「第10条第1項」を「第9条第1項」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

第16条の2 条例第8条第4項第2号アに規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第2条に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)であって、同号に掲げる者に該当するもの
- (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの

2 条例第8条第4項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

様式目次中

2	退職手当受給資格者証	第10条第2項
2の2	受給資格者(氏名・住所)変更届	第10条第3項

を

2	退職手当受給資格者証	第9条第2項
2の2	受給資格者(氏名・住所)変更届	第9条第3項

に改める。

第2号様式(第2面)中

技能習得手当	受講手当	日額	円	月	日支給開始
	特定職種 受講手当	日額	円	月	日支給開始
	通所手当	日額	円	月	日支給開始

を

「

技能習得手当	受講手当	日額	円	月	日支給開始
	通所手当	日額	円	月	日支給開始

第10号様式の4注意事項第2項中「無料の」を「職業安定法の規定に基づき」に改める。

第11号様式及び第12号様式を次のように改める。

に改める。

第2号様式の2中「第10条第3項」を「第9条第3項」に改める。

第8号様式(表面)中

「

特定職種受講日数		寄宿日数	
----------	--	------	--

」

を

「

寄宿日数	
------	--

」

に、

「

受講手当	日	円
特定職種 受講手当	日	円
通所手当	日	円

」

を

「

受講手当	日	円
通所手当	日	円

」

に改める。

第10号様式(裏面)注意事項第1項中「失業の認定を受けよう」を「管轄公共職業安定所の長の失業の証明を受けよう」に、「失業の認定日」を「失業の証明を受けた日」に、「今回の認定日」を「今回の証明を受ける日」に、「認定対象期間」を「証明対象期間」に、「就業手当等」を「就業手当に相当する退職手当」に、「認定を受ける日(認定日=確認日(就業手当))」に「証明を受けた後、遅滞なく市長のもとに出頭し(出頭日=確認日(就業手当に相当する退職手当))、受給資格証を添えて」に、同項ただし書中「認定を受ける必要」を「証明を受ける必要」に、同項(注)中「就業手当の」を「就業手当に相当する退職手当の」に改め、同注意事項第5項中「無料の」を「職業安定法の規定に基づき」に改める。第10号様式の2注意事項第5項中「無料の」を「職業安定法の規定に基づき」に改める。

第11号様式

(表面)

受給資格 証 番 号	移 転 費 支 給 申 請 書															
(宛先)川崎市長																
年 月 日 受給資格者氏名 印																
川崎市職員退職手当支給条例施行規則 第18条の2第1項の規定により、次のと おり申請します。																
①申請者の住所又 は居所	移 転 前															
	移 転 後															
②就職先の事業所	名 称															
	所 在 地															
③就職決定年月日	年 月 日	※雇用期間														
④受講する公共職 業訓練等を行う 施設	名 称															
	所 在 地															
⑤受講指示年月日	年 月 日	⑥受講開始年月日	年 月 日	⑦受講終了予定 年月日	年 月 日											
⑧ ②の事業所へ職業紹介したこと又は④から⑦までに掲げる公共職業訓練等の受講を指示したことを証明する。 年 月 日 公共職業安定所長 印																
⑨移転開始予 定年月日	年 月 日	⑩乗車(船)の場 所(出発空港)					⑪下車(船)の場 所(到着空港)									
⑫移転する者 の氏名	⑬ 生年 月日	⑭ 続柄	※鉄 道 賃				※船賃		※航空賃		※車賃		※移転料		※着後 手当	※計
			距離	運賃	急行 料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	距離	支給 額	支給 額	
本 人			キ ロ メ ー ト ル	円	円	円	キ ロ メ ー ト ル	円	キ ロ メ ー ト ル	円	キ ロ メ ー ト ル	円				
家																
族																
※合 計												キ ロ メ ー ト ル	円	円	円	
⑮就職先の事業主から支給される就職支度費														円		
※ 差 引 支 給 額														円		

(裏面)

注意事項

- 1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に提出すること。
- 2 ⑧欄に公共職業安定所において証明を受けた後、受給資格証を添えて市長に提出すること。
- 3 就職するために移転する場合には、④欄から⑦欄までは記載しないこと。
- 4 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄及び③欄は記載しないこと。
- 5 ⑨欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- 6 ⑫の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。
- 7 ⑮欄には、この就職について就職先の事業主から就職準備金その他移転に要する費用が支給された場合又は支給される予定がある場合に、その総額を記載すること。
- 8 ※印欄には、記載しないこと。

第12号様式

受給資格 証 番 号		求職活動支援費支給申請書 (広域求職活動費分)												
(宛先) 川崎市長										年 月 日	印			
		受給資格者 氏 名												
		住所又は												
		居 所												
川崎市職員退職手当支給条例施行規則第18条の 3第1項の規定により、次のとおり申請します。														
① 広 域 求 職 活 動	訪 問 事 業 所	名 称				所 在 地								
	宿 泊 地		公 共 職 業 安 定 所 関 係		公 共 職 業 安 定 所 関 係		公 共 職 業 安 定 所 関 係		公 共 職 業 安 定 所 関 係					
泊 数		泊		泊		泊		泊						
② ①の広域求職活動を指示したことを証明する。														
年 月 日														
公共職業安定所長 印														
※ 処 理 欄	区 間	鉄 道 賃			船 賃		航 空 賃		車 賃		宿 泊 料 (円)	計(円)	鉄 道 距 離 換 算 キ ロ 数 (キ ロ メ ー ト ル)	
		距離 (キ ロ メ ー ト ル)	運賃 (円)	急行 料金 (円)	計 (円)	距離 (キ ロ メ ー ト ル)	運賃 (円)	距離 (キ ロ メ ー ト ル)	運賃 (円)	距離 (キ ロ メ ー ト ル)				支 給 額 (円)
③求人者から支給される広域求職活動に要する費用 円														
※ 差 引 支 給 額 円														
注意事項														
1 この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に提出すること。														
2 ②欄に求職の申込みをしている公共職業安定所において証明を受けた後、受給資格証を添えて市長に提出すること。														
3 ③欄には、訪問事業所の事業主から求職活動のための費用が支給された場合又は支給される予定がある場合に、その額を記載すること。														
4 ※印欄には、記載しないこと。														

第12号様式の2(裏面)注意事項第1項中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当」に改める。

第12号様式の3(裏面)注意事項第1項中「求職活動関係役務利用費」を「求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当」に改める。

第13号様式(第2面)中

「	受講手当	日額	円	月	日支給開始	」
	特定職種 受講手当	日額	円	月	日支給開始	
	通所手当	日額	円	月	日支給開始	

を

「	受講手当	日額	円	月	日支給開始	」
	通所手当	日額	円	月	日支給開始	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第46号**

川崎市老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(川崎市老人福祉法施行細則の一部改正)

第1条 川崎市老人福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考第3項第3号中「並びに」を「、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項」を加える。

(川崎市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 川崎市母子保健法施行細則(昭和62年川崎市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項第3号中「並びに」を「、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項」を加える。

(川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部改正)  
第3条 川崎市結核児童療育給付事務取扱細則(昭和47年川崎市規則第46号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項第3号中「並びに」を「、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の川崎市老人福祉法施行細則の規定、第2条の規定による改正後の川崎市母子保健法施行細則の規定及び第3条の規定による改正後の川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の規定は、平成29年7月分の徴収金から適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市規則第47号**

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市児童福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表第3備考第3項第3号中「並びに」を「、」に改め、「第60条第1項」の次に「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条、第80条、第81条及び第82条第1項」を加える。

第1号様式中「政」を「協」に改める。

第16号様式を次のように改める。

第16号様式

助産施設入所申込書						
(宛先) 川崎市 福祉事務所長					年 月 日	
					妊産婦住所 氏名 個人番号	
次のとおり助産施設への入所を申し込みます。 なお、申込みに当たり、入所要件の確認のため、世帯の住民基本台帳の記録、生活保護受給の有無、市民税課税状況、国民健康保険に係る出産育児一時金の支給状況その他認定に必要となる事項を福祉事務所長が確認することに同意します。						
入所を希望する助産施設名	第1希望					
	第2希望					
出 産 予 定 日	年 月 日					
助産の実施を希望する理由	1 経済的理由 2 住宅事情 3 その他 ( )					
妊 産 婦 の 家 庭 状 況						
氏 名	妊産婦との続柄	生 年 月 日	職 業 及 び 勤 務 先	課 税 の 有 無		備 考
				本 年 度 分 市 町 村 民 税	前 年 分 所 得 税	
個 人 番 号						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
生活保護の状況	適用なし 適用あり ( 年 月 日保護開始)					受 付 欄
保 険 の 種 類	有 (協会・組合・日雇・船員・国保・共済) 無 (生保・未加入)					
	記号	番号	被保険者氏名			
住 居 の 状 況	1 自家 2 借家 3 間借 4 同居 5 寮 6 アパート (室数 ) (畳数 )					

- 備考 1 この入所申込書は、妊産婦が必要事項を記入の上、福祉事務所へ提出してください。  
2 申込書に母子健康手帳の写しその他の妊娠していることを確認できる書類を添付してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第1号様式及び第16号様式の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、平成29年7月分の徴収金から適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

3 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第48号

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号の表中

母子修学資金 父子修学資金 寡婦修学資金	高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、大学、高等専門学校又は専修学校に在学していることを証明する書類
----------------------------	---

を

母子修学資金 父子修学資金 寡婦修学資金	高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校及び専修学校(専門課程を除く。)にあっては在学していることを証明する書類、大学及び専修学校(専門課程に限る。)にあっては入学することを証明する書類又は入学していることを証明する書類
----------------------------	--

に改める。

第6条第2項中「行なう」を「行う」に、「は、3月分ずつを3月の最初の月に交付する」を「の交付は、次の各号により行う」に、「これを」を「これらを」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 継続福祉資金の貸付金(次号に掲げる貸付金を除く。)は、毎年1月、4月、7月及び10月の4期に、それぞれの次の支払期月の前月までの分を交付するものとする。

(2) 大学又は専修学校(専門課程に限る。)に係る母子修学資金、父子修学資金又は寡婦修学資金の貸付金は、毎年4月及び9月の2期に、4月にあっては4月から9月までの分を、9月にあっては10月から翌年3月までの分をそれぞれ交付するものとする。ただし、入学前に第2条第1項の規定により申請書が提出された場合は、入学する年の4月から9月までの分を入学前に交付することができる。

(3) 政令第12条第1項及び第14条(これらの規定を政令第31条の7及び第38条において準用する場合を含む。)の規定は、前号ただし書の規定により入学前に貸付金を交付する場合について準用する。この場合において、同項第1号中「修学をしている」とあるのは「入学を予定している」と、「修学をすることをやめた」とあるのは「入学を取りやめた」と、同項第2号中「修学をしている」とあるのは「入学を予定している」と読み替えるものとする。

(4) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、前の支払期月に交付すべきであった貸付金は、その支払期月でない月であっても交付するものとする。

第9条中「又は」の次に「第6条第2項第3号若しくは」を加える。

第16条第1項第2号中「場合」の次に「並びに第6条第2項第3号において読み替えて準用する場合」を加える。

第13号様式の2中「増額前」を「減額前」に、「増額後」を「減額後」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則第6条第2項第2号の規定は、平成30年4月以後の分の貸付金について適用する。ただし、この規則の施行の日において貸付けを受けている者が、引き続き改正前の規則第6条第2項の規定による貸付金の交付を申し出た場合においては、なお従前の例による。

告 示

川崎市告示第347号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月16日から平成29年6月30日まで一般の縦覧に供します。



平成29年6月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	王 禅 寺 第337号線	川崎市麻生区王禅寺東 6丁目75番2先 川崎市麻生区王禅寺東 6丁目3006番先	6.50	20.15	
新	王 禅 寺 第337号線	川崎市麻生区王禅寺東 6丁目75番2先 川崎市麻生区王禅寺東 6丁目3006番先	12.07 ～ 12.37	20.15	

川崎市告示第348号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成19年川崎市告示第279号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

小田五六町内会

(2) 事務所の所在地

川崎市川崎区小田5丁目24番8号

(3) 代表者の氏名

八木下 清信

(4) 代表者の住所

川崎市川崎区小田5丁目4番16号

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名及び住所

「江口 佐一郎」を「八木下 清信」に改める。

「川崎市川崎区小田5丁目19番18号」を「川崎市川崎区小田5丁目4番16号」に改める。

川崎市告示第349号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例(昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。)第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基

づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項(第27条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示します。

平成29年6月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第350号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第21条の5の24第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
ロッビ合同会社	セカンドホーム溝の口	川崎市高津区久本3-16-21	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成29年2月28日	1455300226

**川崎市告示第351号**

指定障害福祉サービスの事業の廃止について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があ

りましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
社会福祉法人 らぼおの樹	ヘルパーステーション海	川崎市宮前区平3-11-1	同行援護	平成29年3月1日	1415500410
社会福祉法人 育桜福祉会	ホームヘルプいくおう	川崎市中原区今井仲町15番19号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成29年3月31日	1415100013
社会福祉法人 しいの実会	おかし工房しいの実	川崎市中原区木月伊勢町6-8 ウェルフェアMISYA1F	就労継続支援B型	平成29年3月31日	1415200367
社会福祉法人 はぐるまの会	はぐるま共同作業所	川崎市多摩区菅馬場1-18-17	就労継続支援B型	平成29年3月31日	1415400199

**川崎市告示第352号**

指定障害児通所支援の事業の廃止について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の24第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社 フォーリンクス	放課後等子どもデイサービス エール	川崎市多摩区三田 4-1-17	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成29年3月31日	1455400091

**川崎市告示第353号**

指定特定相談の事業の廃止について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定により、指定特定相談事業の廃止の届出がありまし

たので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人 ピアたちばな	たかつ生活支援センター まんまる	川崎市高津区坂戸1-6-38 ウイングI	計画相談支援 地域移行支援	平成29年3月31日	1435300247

**川崎市告示第354号**

指定障害児通所支援の事業の廃止について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援の事業の廃止

の届出がありましたので、同法第21条の5の24第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社 チェリッシュ	児童発達支援室 tomorrow新百合ヶ丘駅前教室	川崎市麻生区上麻生 1-13-6	児童発達支援 放課後等デイサービス	平成29年4月1日	1455600112
株式会社 global bridge	にじ百合ヶ丘	川崎市麻生区万福寺 4-1-3 2F	放課後等デイサービス	平成29年4月30日	1455600138

## 川崎市告示第355号

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブぱんじい	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブぱんじい	川崎市中原区木月一丁目 6番10号 今井ビル1階	居宅介護 重度訪問介護	平成29年4月1日	1415200953
社会福祉法人 育桜福祉会	ホームヘルプいくおう	川崎市中原区今井仲町 15番19号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	平成29年4月1日	1415200961
特定非営利活動法人 たすけあいはなもも	特定非営利活動法人 たすけあいはなもも	川崎市幸区塚越1-126 沼田第3マンション102	同行援護	平成29年4月1日	1415100203
株式会社manabi	manaby 武蔵小杉駅前事業所	川崎市中原区小杉町一丁目 403番地60 小杉ビルディング803	就労移行支援	平成29年4月1日	1415200938
アスラ株式会社	明日楽 中丸子	川崎市中原区中丸子431番地	就労継続支援A型	平成29年4月1日	1415200946

## 川崎市告示第356号

指定特定相談支援事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号の規定により、指定特定相談支援事業者の指定を行

いましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
社会福祉法人らぼおのの樹	相談支援みち	川崎市多摩区南生田五丁目7番4号	計画相談支援	平成29年4月1日	1435400823

## 川崎市告示第357号

指定障害児通所支援事業者の指定について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
つむぐ株式会社	アプリ児童デイサービス 川崎桜本	川崎市川崎区大島 3-34-13 第二宮崎ビル1階	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	平成29年4月1日	1455000396
ダンウェイ株式会社	ダンウェイジュニアシーズ	川崎市中原区下小田中 2-27-28 ハイツフローレンス101	・放課後等デイサービス	平成29年4月1日	1455200368
株式会社YFM	タイヨウスクール新城	川崎市高津区千年980	・児童発達支援	平成29年4月1日	1455300176
リハフロンティア株式会社	放課後等デイサービス ミライズ	川崎市宮前区平二丁目 2番19号	・放課後等デイサービス	平成29年4月1日	1455500262
エピカ株式会社	こばんはうすさくら 新川崎教室	川崎市幸区下平間113番地 しらゆきビル2階	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	平成29年4月1日	1455100188

**川崎市告示第358号**

指定障害福祉サービス事業者の指定について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社 アリスの介護	アリスの介護	川崎市多摩区中野島 3-14-10 アスタック壺番館1C号室	居宅介護 重度訪問介護	平成29年5月1日	1415400835
生活協同組合 パルシステム 神奈川ゆめコープ	生活協同組合パルシステム 神奈川ゆめコープ ぬくもり麻生	川崎市麻生区王禅寺西五丁目 二番地14	居宅介護 重度訪問介護	平成29年5月1日	1415600566
オハナ株式会社	オハナ訪問介護	川崎市多摩区宿河原 2-30-19	居宅介護 重度訪問介護	平成29年5月1日	1415400843
医療法人 メディカルクラスタ	たまフレ!	川崎市多摩区登戸2601番地 ヨシザワ第5ビル2階	就労移行支援	平成29年5月1日	1415400850

**川崎市告示第359号**

指定障害児通所支援事業者の指定について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社アイム	ダヴィンチ放課後 武蔵小杉	川崎市中原区下新城2-6-1	・放課後等デイサービス	平成29年5月1日	1455200376

**川崎市告示第360号**

指定障害児通所支援事業者の指定について  
 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社コペル	コペルプラス 武蔵中原教室	川崎市中原区上小田中 6-21-7	・児童発達支援	平成29年6月1日	1455200384
株式会社 メディカルアーツ	ホップステップスタディ 放課後等デイサービス	川崎市中原区上新城 2-8-20-2階	・児童発達支援	平成29年6月1日	1455200343

**川崎市告示第361号**

指定一般相談の事業の廃止について  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談事業の廃止の届出がありました

たので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
特定非営利活動法人 ピアたちばな	たかつ生活支援センター まんまる	川崎市高津区坂戸1-6-38 ウイングI	計画相談支援 地域移行支援	平成29年3月31日	1435300247

**川崎市告示第362号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年6月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第363号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別表省略）

平成29年6月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第364号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年6月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第365号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年 6月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第366号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年6月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第367号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の休止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の休止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年6月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第368号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年6月21日

川崎市長 福田紀彦

**川崎市告示第369号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年6月21日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第370号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第371号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第372号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成19年川崎市告示第279号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称  
王禅寺団地自治会
- (2) 事務所の所在地  
川崎市麻生区王禅寺東3丁目51番12号
- (3) 代表者の氏名  
高橋 晴華
- (4) 代表者の住所  
川崎市麻生区王禅寺東3丁目47番10号

2 変更事項及びその内容

- (1) 代表者の氏名及び住所  
「田中 昭美」を「高橋 晴華」に改める。  
「川崎市麻生区王禅寺東3-51-22」を「川崎市麻生区王禅寺東3-47-10」に改める。

川崎市告示第373号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月23日から平成29年7月7日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月23日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅生第320号線	川崎市宮前区水沢3丁目2886番3先 川崎市宮前区水沢3丁目2882番3先	3.64	10.55	
新	菅生第320号線	川崎市宮前区水沢3丁目2886番1先 川崎市宮前区水沢3丁目2882番3先	3.64 ～ 6.00	10.55	

川崎市告示第374号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年6月23日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月23日から平成29年7月7日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月23日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生第320号線	川崎市宮前区水沢3丁目2918番1先 川崎市宮前区水沢3丁目2882番3先	

川崎市告示第375号

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表のとおり予防接種個別協力医療機関医師に関する事項の変更が承諾されましたので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき告示します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

	医師名	予防接種を行う主たる場所	
		病院・医院名	所在地
変更前	尾崎 承一	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1
変更後	北川 博昭		
変更前	野末 洋	野末整形外科・歯科・内科	川崎市川崎区小田 5-1-3
変更後	野末 洋	野末整形外科歯科内科	
変更前	渡辺 能斌	渡辺外科内科医院	川崎市川崎区大島 2-17-16
変更後	渡辺 健児		
変更前	高田 茂	さくらクリニック武蔵小杉内科	川崎市中原区新丸子東 3-1100-14 2 F
変更後	高田 茂	さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	
変更前	冲永恵津子	帝京大学医学部附属溝口病院	川崎市高津区溝口 3-8-3
変更後	冲永恵津子		川崎市高津区二子 5-1-1
変更前	公文 通夫	公文内科クリニック	川崎市多摩区登戸1792-2
変更後	公文 大輔		アムクレスト向ヶ丘 1 F
変更前	武藤 正之	むとう小児科クリニック	川崎市宮前区土橋 3-2-17
変更後	武藤 真二		

**川崎市告示第376号**

川崎市長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条、第6条の規定により行う予防接種については、次表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成29年 6月26日

川崎市長 福田 紀彦

医師名	予防接種を行う主たる場所	
	病院・医院名	所在地
大澤 亮太	元住吉こころみクリニック	川崎市中原区木月 1-28-5-3 F
寺戸 孝之	小杉外科内科医院	川崎市中原区 小杉御殿町 2-88
中原 広明	王禅寺公園クリニック	川崎市麻生区 王禅寺西 3-27-7

**川崎市告示第377号**

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成29年 6月26日

川崎市長 福田 紀彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
33	小向仲野町第15号線	幸区小向仲野町3番3先	
		幸区小向仲野町1番1先	
34	蟹ヶ谷第77号線	高津区蟹ヶ谷230番15先	
		高津区蟹ヶ谷230番16先	
35	蟹ヶ谷第78号線	高津区蟹ヶ谷230番1先	
		高津区蟹ヶ谷218番3先	
36	野川第514号線	宮前区野川1284番14先	
		宮前区野川1284番24先	
37	野川第515号線	宮前区野川1284番28先	
		宮前区野川1284番8先	
38	野川第516号線	宮前区野川3397番14先	
		宮前区野川3397番10先	

**川崎市告示第378号**

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年 6月26日から平成29年 7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年 6月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起 点	敷地 の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
		終 点			
33	小向仲野町 第15号線	幸区小向仲野町3番3先	4.00	142.73	
		幸区小向仲野町1番1先			
34	蟹ヶ谷 第77号線	高津区蟹ヶ谷230番15先	9.00	21.75	
		高津区蟹ヶ谷230番16先			
35	蟹ヶ谷 第78号線	高津区蟹ヶ谷230番1先	9.00	34.00	
		高津区蟹ヶ谷218番3先			
36	野 川 第514号線	宮前区野川1284番14先	6.00	57.32	
		宮前区野川1284番24先			
37	野 川 第515号線	宮前区野川1284番28先	4.50 ～ 4.75	34.46	
		宮前区野川1284番8先			
38	野 川 第516号線	宮前区野川3397番14先	5.00	22.55	
		宮前区野川3397番10先			

川崎市告示第379号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成29年6月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
33	小向仲野町 第15号線	幸区小向仲野町3番3先	
		幸区小向仲野町1番1先	
34	野 川 第 514号線	高津区野川1284番14先	
		高津区野川1284番24先	
37	野 川 第 515号線	高津区野川1284番28先	
		高津区野川1284番8先	
38	野 川 第 516号線	宮前区野川3397番14先	
		宮前区野川3397番10先	

川崎市告示第380号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
39	末 長 第36号線	高津区末長2丁目607番1先	
		高津区末長2丁目606番先	
40	久 末 第73号線	高津区久末1499番先	
		高津区久末1503番1先	
41	菅 生 第60号線	宮前区初山1丁目201番5先	
		宮前区初山1丁目208番2先	
42	菅 生 第 209号線	宮前区菅生2丁目1978番口先	
		宮前区菅生2丁目1973番3先	
43	菅 生 第212号線	宮前区菅生2丁目1981番3先	
		宮前区菅生2丁目1982番4先	
44	中 野 島 第69号線	多摩区中野島3丁目1312番1先	
		多摩区中野島3丁目1300番1先	
45	黒 川 第4号線	麻生区黒川570番9先	
		麻生区黒川567番2先	

川崎市告示第381号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地 の幅員 (m)	延 長 (m)	備考
旧	黒 川 第5号線	川崎市麻生区黒川 567番2先 川崎市麻生区黒川 570番9先	1.21	2.35	
新	黒 川 第5号線	川崎市麻生区黒川 570番9先 川崎市麻生区黒川 570番9先	1.21	2.35	隅きり部

川崎市告示第382号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定



に基づき、次の道路の供用を平成29年6月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
黒川 第5号線	川崎市麻生区黒川570番9先	隅きり部
	川崎市麻生区黒川570番9先	

**川崎市告示第383号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	中野島 第41号線	川崎市多摩区中野島5丁目1823番6先 川崎市多摩区中野島5丁目1823番6先	6.00	34.46	
新	中野島 第41号線	川崎市多摩区中野島5丁目1823番1先 川崎市多摩区中野島5丁目1823番1先	6.00 ～ 29.93	34.46	
旧	中野島 第187号線	川崎市多摩区中野島5丁目1823番7先 川崎市多摩区中野島5丁目1823番7先	6.00	32.53	
新	中野島 第187号線	川崎市多摩区中野島5丁目1823番6先 川崎市多摩区中野島5丁目1823番6先	6.00 ～ 30.61	32.53	

**川崎市告示第384号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年6月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の

縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
中野島 第41号線	川崎市多摩区中野島5丁目1823番1先	
	川崎市多摩区中野島5丁目1823番1先	
中野島 第187号線	川崎市多摩区中野島5丁目1823番6先	
	川崎市多摩区中野島5丁目1823番6先	

**川崎市告示第385号**

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	北加瀬 第30号線	川崎市幸区北加瀬3丁目430番6先 川崎市幸区北加瀬3丁目430番6先	2.80	12.74	
新	北加瀬 第30号線	川崎市幸区北加瀬3丁目430番14先 川崎市幸区北加瀬3丁目430番16先	3.33 ～ 3.38	12.74	

**川崎市告示第386号**

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年6月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
北加瀬 第30号線	川崎市幸区北加瀬3丁目430番14先	
	川崎市幸区北加瀬3丁目430番16先	

川崎市告示第387号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	蟹ヶ谷第46号線	川崎市高津区蟹ヶ谷230番1先 川崎市高津区蟹ヶ谷230番1先	4.00 ～ 6.00	119.16	
新	蟹ヶ谷第46号線	川崎市高津区蟹ヶ谷230番1先 川崎市高津区蟹ヶ谷230番1先	9.00 ～ 11.00	119.16	
旧	蟹ヶ谷第47号線	川崎市高津区蟹ヶ谷218番1先 川崎市高津区蟹ヶ谷230番10先	2.73	24.73	
新	蟹ヶ谷第47号線	川崎市高津区蟹ヶ谷218番3先 川崎市高津区蟹ヶ谷230番10先	9.00	24.59	
旧	蟹ヶ谷第72号線	川崎市高津区蟹ヶ谷218番3先 川崎市高津区蟹ヶ谷214番3先	6.00	97.19	
新	蟹ヶ谷第72号線	川崎市高津区蟹ヶ谷218番3先 川崎市高津区蟹ヶ谷214番3先	9.00	97.19	隅きりを含む

川崎市告示第388号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考

旧	菅生第59号線	川崎市宮前区初山1丁目201番5先 川崎市宮前区初山1丁目162番1先	2.42	3.42	
新	菅生第59号線	川崎市宮前区初山1丁目201番5先 川崎市宮前区初山1丁目162番1先	3.21	3.42	

川崎市告示第389号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年6月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生第59号線	川崎市宮前区初山1丁目201番5先 川崎市宮前区初山1丁目162番1先	

川崎市告示第390号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	末長第35号線	川崎市高津区末長2丁目606番先 川崎市高津区末長2丁目607番1先	3.33	1.91	
新	末長第35号線	川崎市高津区末長2丁目606番先 川崎市高津区末長2丁目607番1先	3.66	1.91	

川崎市告示第391号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定

に基づき、次の道路の供用を平成29年6月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年6月26日から平成29年7月10日まで一般の縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路線名	供用開始の区間	備考
末長 第35号線	川崎市高津区末長2丁目606番先	
	川崎市高津区末長2丁目607番1先	

### 川崎市告示第392号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成29年6月5日召集の平成29年第2回川崎市議会定例会において、平成29年6月22日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成29年6月27日

川崎市長 福田 紀彦  
平成29年度川崎市一般会計補正予算

平成29年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ471,722千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ709,255,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年6月5日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

#### 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
17 国庫支出金		124,705,845	122,647	124,828,492
	2 国庫補助金	25,179,175	122,647	25,301,822
21 繰入金		46,558,818	85,075	46,643,893
	1 基金繰入金	43,001,819	85,075	43,086,894
24 市債		57,700,000	264,000	57,964,000
	1 市債	57,700,000	264,000	57,964,000
歳入合計		708,783,732	471,722	709,255,454

#### 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3 市民文化費		20,495,025	50,000	20,545,025
	1 市民文化費	20,495,025	50,000	20,545,025
5 健康福祉費		140,987,200	30,000	141,017,200
	12 施設整備費	2,098,269	30,000	2,128,269
10 まちづくり費		26,086,451	368,345	26,454,796
	3 整備事業費	14,473,440	368,345	14,841,785
12 消防費		17,874,739	23,377	17,898,116
	1 消防費	17,874,739	23,377	17,898,116
歳出合計		708,783,732	471,722	709,255,454

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
12 消 防 費	1 消 防 費	消 防 施 設 改 築 事 業	千円 441,065
		庁 舎 等 整 備 事 業	61,100
合 計			502,165

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
施 設 建 設 事 業	457,000	24,000	481,000
駅 施 設 関 連 事 業	1,675,000	220,000	1,895,000
消 防 施 設 整 備 事 業	2,529,000	20,000	2,549,000
合 計	4,611,000	264,000	4,925,000

地 方 債 総 合 計	57,700,000	264,000	57,964,000
-------------	------------	---------	------------

川崎市告示第393号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成29年6月28日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

- ア 市長 12件
- イ 教育委員会 3件
- (2) 外部提供
- ア 市長 15件
- イ 上下水道事業管理者 1件
- ウ 消防長 3件
- エ 教育委員会 1件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第394号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年6月28日

川崎市長 福田紀彦

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置  
別紙のとおり
- 2 保管期間  
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 3 引取りの方法
  - (1) 引取りの場所  
別紙表記載の保管場所
  - (2) 引取りのできる日時  
火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
  - (3) 引取りに要する費用  
自転車 2,500円  
原動機付自転車 5,000円  
自動二輪車 10,000円
  - (4) 持参するもの  
自転車等の鍵  
印鑑  
住所等身分を証明するもの
- 4 その他  
この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

**川崎市告示第395号**

介護保険法によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、若しくは第115条の25第2項の規定又は第78条の8若しくは第91条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サ

ービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設から辞退の届出があったため、同法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20若しくは第115条の30の規定、又は同法第78条の11若しくは第93条の規定に基づき告示します。

平成29年6月29日

川崎市長 福田紀彦

平成29年4月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
医療法人社団伸和会	1475402606	アイメディカルフィットネス	神奈川県川崎市多摩区登戸1780トセキビル1階	通所介護
日の出興産株式会社	1475002448	さくらデイサービス	神奈川県川崎市川崎区大師本町9-11 ケアネットシティ2F	介護予防通所介護
川崎医療生活協同組合	1475201933	なかはらヘルパーステーション・虹	神奈川県川崎市中原区上平間1264メディホープなかはらビル	訪問介護 介護予防訪問介護
有限会社ケアセンター けやき平	1475500797	ケアセンターけやき平	神奈川県川崎市宮前区けやき平1-27-503号 グリーンハイツ	居宅介護支援
社会福祉法人ばなな会	1475202444	ケアサービスばなな会	神奈川県川崎市中原区上丸子天神町360番地	訪問介護 介護予防訪問介護
株式会社和	1475101778	ケアプラン はなみずき	神奈川県川崎市幸区北加瀬3-19-7-503	居宅介護支援

**川崎市告示第396号**

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施

設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

平成29年6月29日

川崎市長 福田紀彦

平成29年6月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社A T	1475302855	指定訪問介護アットプレオ新城	川崎市高津区末長4-25-7 ルミエール武蔵新城1F	訪問介護
株式会社ケア21	1475003651	ケア21 宮前町	川崎市川崎区宮前町7-5 戸隠ビル1階	居宅介護支援
株式会社ノーマライズ	1475003719	デイサービス鋼管通	川崎市川崎区鋼管通1-3-10	通所介護

川崎市告示第397号

道路供用開始に関する告示の訂正について  
平成29年6月26日川崎市告示第379号の表を次のとおり  
訂正します。

平成29年6月30日

川崎市長 福田紀彦

誤

36	野川 第514号線	高津区野川1284番14先	
		高津区野川1284番24先	
37	野川 第515号線	高津区野川1284番28先	
		高津区野川1284番8先	

正

36	野川 第514号線	宮前区野川1284番14先	
		宮前区野川1284番24先	
37	野川 第515号線	宮前区野川1284番28先	
		宮前区野川1284番8先	

公 告

川崎市公告第334号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月16日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	中学校給食用エプロン (中部北部学校給食センター対象校分)
	履 行 場 所	仕様書のとおり
	履 行 期 限	平成29年10月31日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「衣料用品」に登録されており、A又はBの等級に格付されていること。 (4) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。 (5) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。 (6) この購入(製造)物品の納入後、不良品についてすべて責任をもって無償で修理又は交換できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2091	
入札日時等	平成29年7月19日11時00分 (砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

川崎市公告第335号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月16日

川崎市長 福田紀彦

## (案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	道水路台帳図数値図化測量(その1)委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区内
	履 行 期 限	平成30年3月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「地図調製」で登録されている者。 (5) 主任技術者として、測量士を配置すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年7月13日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	道水路台帳図数値図化測量(その2)委託
	履 行 場 所	川崎市多摩・宮前区内
	履 行 期 限	平成30年3月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「地図調製」で登録されている者。 (5) 主任技術者として、測量士を配置すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年7月13日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	コンテナターミナル改良設計委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島92番地内
	履 行 期 限	平成30年3月20日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。	

参加資格	(4) 平成19年度以降にコンテナターミナルの改良設計業務を元請けとして実施し、完了した実績を有すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、管理技術者と照査技術者は兼務できない。 ア 管理技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者とし、かつ平成19年度以降にコンテナターミナルの改良設計業務を実施し、完了した実績を有すること。 イ 照査技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）、RCCMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成29年7月13日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

川崎市公告第336号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年6月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市中原区上小田中一丁目209番17  
ほか1筆  
1,217平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
相模原市緑区橋本三丁目11番8  
株式会社 イーカム 代表取締役 角田 満  
計画戸数：27戸
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：15戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成29年2月10日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第175号

川崎市公告第337号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公

（案件1）

競争入札に付する事項	件 名 市道富士見鶴見駅線舗装道補修（切削）工事
	履行場所 川崎市川崎区渡田東町20番地先
	履行期限 契約の日から90日間

告します。

平成29年6月16日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市多摩区生田二丁目697番1  
ほか1筆  
956平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都大田区北千束1丁目11番3号  
山田建設株式会社 代表取締役 山田 照
- 3 予定建築物の用途  
共同住宅  
計画戸数：27戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成29年4月28日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第10号  
平成29年5月18日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第16号（変更）

川崎市公告第338号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月19日

川崎市長 福田 紀彦



参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年7月3日13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	高津区内都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線（蟻山坂工区）道路築造（その2）工事
	履 行 場 所	川崎市高津区千年地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(7) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(8) 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(9) 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一、建設業法施行規則第十八条の定める法人）が発注した道路工事（拡幅工事及び舗装工事）で、「供用中の道路において1000m<sup>3</sup>以上の盛土を伴う工事の完工実績（1工事・元請に限る。）」を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年7月13日13時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## 川崎市公告第339号

平成29年6月20日

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

川崎市長 福田 紀彦

## 1 入札物件 (一時貸付物件)

一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格 (最低貸付料) 等は、次の表のとおりです。

物件 番号	所在地 (地番) (住居表示)	貸付面積 (㎡)	用途地域	最低貸付料 (円/月)	入札保証金 (円)
1	川崎区富士見1丁目6-2 (川崎区富士見1丁目6)	1,243.48	第2種住居	450,000	490,000

## 2 貸付期間

平成29年10月1日から平成34年3月31日までの4年6か月間です。ただし、貸付人の事情により貸付期間の延長が必要になった場合は、貸付人と借受人とが協議の上、貸付期間を最長1年間延長することができます。この場合、貸付人は貸付期間満了の6か月前までに借受人に申し入れるものとし、延長期間は貸付人と借受人とが協議の上定めることとします。

員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

(9) 神奈川県暴力団排除条例 (平成22年神奈川県条例第75号) 第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。

(10) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。

## 3 一般競争入札参加資格

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 国税又は市税の未納がないこと。
- (6) 入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、駐車場事業を行う資力、能力等を有すること。
- (7) 平成27年度及び平成28年度において、前記1の一時貸付物件と同規模以上の駐車場事業の運営実績を有していること。
- (8) 川崎市暴力団排除条例 (平成24年川崎市条例第5号) 第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団

## 4 連帯保証人

債務履行のため、次の要件を備えた連帯保証人を立てなければなりません。

(1) 川崎市内又は川崎市の近接市町村に住所又は事務所を有すること。

(2) 年額260万円 (年額貸付料が260万円以上の場合は、年額貸付料の額) 以上の所得又は公簿価格200万円 (年額貸付料が200万円以上の場合は、年額貸付料の額) 以上の固定資産 (償却資産を含む。) を有していること。

(3) 国税又は市税の未納がないこと。

## 5 契約上の主な条件

## (1) 貸付契約の内容

当該一時貸付契約は、地方自治法第238条の5第1項の規定に基づく貸付け (賃貸借契約) です。

## (2) 一時貸付物件の用途指定

一時貸付物件は、駐車場事業の用途 (以下「指定用途」という。) に供さなければなりません。

## (3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に供すること。

イ 一時貸付物件に建物を建築すること。

ウ 一時貸付物件を第三者に転貸すること。

エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

オ 一時貸付物件において公序良俗に反する行為をすること。

## (4) 実地調査等

前記(2)及び(3)の履行を確認するため、川崎市が一時貸付物件の利用状況等についての実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、借受人は必ず川崎市に協力しなければなりません。

## (5) 違約金

前記(2)～(4)の条件に違反した場合には、貸付料(契約金額)の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払わなければなりません。

## (6) 解約の申入れ

借受人は、貸付開始日から起算して1年を経過した日から、貸付人に対し、書面により本件契約の解約を申し入れることができます。なお、この場合における解約日は、川崎市が解約の申入れを受領した日から6か月を経過した日の属する月の末日とし、既納の貸付料及び後記13(3)の契約保証金は返還しません。

## (7) 一時貸付物件の引渡し及び返還

一時貸付物件は、貸付人の立会いのもと現況有姿で引渡します。

貸付期間が終了したときは、借受人は引渡し時点(直前の貸付期間から引き続き同じ一時貸付物件を使用している場合は、当初の引渡し時点)の原状に回復して返還しなければなりません。

ただし、貸付期間の終了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ一時貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該一時貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

## (8) 自動販売機の設置

駐車場事業の一環として、貸付物件に自動販売機を設置できます。ただし、次の事項を遵守しなければなりません。

ア 設置台数は2台以下とすること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮す

ること。

ウ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

エ 販売品は、飲料とすること。ただし、酒税法第2条(昭和28年法律第6号)による酒類又はその類似品を販売することはできない。

## (9) 近隣住民等への配慮

一時貸付物件を十分な注意をもって管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないように配慮しなければなりません。

## 6 入札案内書の配布

本件入札に参加を希望する者には、次により入札案内書(入札参加申込書等を含む。)を配布します。

(1) 配布場所 川崎市財政局資産管理部資産運用課  
(明治安田生命ビル13階)

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

電話 044-200-2083

(2) 配布期間 平成29年6月22日(木)から

平成29年7月14日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前8時30分～午後5時

(正午～午後1時を除く)

## 7 一般競争入札参加申込みに必要な書類

(1) 入札参加申込書

(2) 事業計画書

(3) 下記8の連帯保証人に関する書類

(4) 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

(5) 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

(6) 代表者の印鑑証明書(法務局に届け出たもの)

(7) 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用)

(8) 市税の納税証明書(未納がないもの)

ア 法人市民税(川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ)

イ 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定資産(償却資産を含む。)を有している場合のみ)

(9) 財務諸表等の写し

## 8 連帯保証人に関する書類

(1) 一般競争入札参加申込みの際に提出するもの

ア 連帯保証人が法人の場合

(ア) 連帯保証人となる旨の同意書

(イ) 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

(ウ) 代表者の印鑑証明書(法務局に届け出たもの)

イ 連帯保証人が個人の場合

- (ア) 連帯保証人となる旨の同意書
- (イ) 印鑑登録証明書
- (ウ) 身分証明書
- (エ) 登記されていないことの証明書
- (2) 入札受付の際に提出するもの
  - ア 連帯保証人が法人の場合
    - (ア) 連帯保証人に関する前記7の(7)~(9)の書類
    - (イ) 連帯保証人に関する国税の納税証明書(その2・所得金額用)
    - (ウ) 連帯保証人に関する固定資産課税台帳記載事項証明書
  - イ 連帯保証人が個人の場合
    - (ア) 連帯保証人に関する国税の納税証明書
      - a (その2・所得金額用)
      - b (その3の2「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)
    - (イ) 連帯保証人に関する市税の納税証明書
      - a 市民税・県民税(川崎市民の方のみ)
      - b 固定資産税・都市計画税(川崎市内に固定資産(償却資産を含む。)を有している場合のみ)
    - (ウ) 連帯保証人に関する固定資産課税台帳記載事項証明書
- 9 一般競争入札参加申込書等の提出
 

本件入札に参加を希望する者は、上記7に記載された書類及び上記8(1)の書類を次により提出しなければなりません。

  - (1) 提出場所 上記6(1)に同じ
  - (2) 提出期間 平成29年7月12日(水)から平成29年7月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時~午後4時(正午~午後1時を除く)
  - (3) 提出方法 持参又は郵送
- 10 一般競争入札参加資格の喪失
 

一般競争入札参加資格があると認められた者が、上記3の各号のいずれかの資格を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- 11 入札の手續等
 

次により入札を執行します。

  - (1) 入札の方法
 

入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料を記入してください。

なお、入札書の提出は持参によるものとします。

    - ア 入札書の提出日時
 

平成29年7月28日(金)午後2時
    - イ 入札書の提出場所

- 川崎市川崎区宮本町6番地  
明治安田生命川崎ビル10階 会議室
- (2) 入札保証金 上記1のとおり(所定の期日までに納入すること。)
- (3) 開札の日時 上記(1)アに同じ
- (4) 開札の場所 上記(1)イに同じ
- 12 落札者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等
  - (1) 落札者の決定
 

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格(最低貸付料)以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者について、最終的な一般競争入札参加資格の審査を実施し、資格の有無を審査した上、落札者を決定します。資格審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を実施します。
  - (2) 入札の無効
 

入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 13 契約の手續等
  - (1) 契約条項 上記6で配布する入札案内書に記載してあります。
  - (2) 契約書等作成の要否 要
  - (3) 契約保証金 契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)とします。
  - (4) 契約の締結期限 平成29年8月28日(月)
  - (5) 契約の締結
 

本件契約を締結しない場合、落札は無効となり、入札保証金は川崎市に帰属します。
  - (6) 貸付料の支払い
 

平成29年10月1日(貸付期間の開始日)から起算して30日以内に当初の年度分の貸付料を川崎市が発行する納入通知書により納入しなければなりません。次年度以降は、当該年度分の貸付料を4月30日までに川崎市が発行する納入通知書により納入しなければなりません。ただし、その日が金融機関の休日にあたるときは、次の営業日までとなります。
- 14 その他
  - (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合があります。
  - (2) 詳細は入札案内書によります。
  - (3) この公告に関する問合せ先は、上記6(1)に同じです。

川崎市公告第340号

川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業業務委託(川崎区)の業者選定に関する公募型企画提案の実施について次のとおり公告します。

平成29年 6月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 委託名

川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業業務委託  
(川崎区)

2 履行期間

平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

3 委託の概要

※詳細は、「川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業業務委託仕様書」を参照してください。

(1) 委託内容

- ア 基本的な生活習慣の習得に向けた支援
- イ 家庭学習習慣の定着に向けた支援
- ウ 遊びやものづくりなどを通じた交流
- エ 食事に関する体験
- オ 保護者の孤立防止に向けた支援

(2) 履行場所

区	川崎区
市が指定する場所	大師地区内
実施時間	16:00～20:00

※履行場所については、事業の性格から一般に広報する予定はありませんので、所管課までメールでお問合せください。

E-mail 45kodoka@city.kawasaki.jp

担当者 末繁(すえしげ)、出口(でぐち)

※事業の実施は、週2回を原則とし、あらかじめ曜日を特定するものとし、履行期間内において44日以上実施することとします。

4 参考価格(消費税及び地方消費税を含む)

大師地区内履行場所 2,600,000円

5 参加意向申出書の提出

(1) 参加者の資格要件

本事業に関する募集に応募することができる事業者は、本事業の趣旨を十分に理解し、安定して事業を実施する能力を有する法人その他の団体であって、次の要件を全て満たすものとし、

- ア 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止中でないこと。
- ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- エ 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支援法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- オ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条

例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

カ 組織運営に関する規定を有し、予算及び決算を管理している団体であること。

キ 5人以上の構成員により組織していること。

(2) 提出書類

受託を希望する者は、次の書類について原本1部及び写し15部を提出してください。

ア 参加意向申出書(様式1)

代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

複数の履行場所での事業受託を希望する場合は、履行場所ごとに作成してください。

イ 誓約書(様式2)

ウ 団体の定款、規約、会則等

エ 団体の役員名簿

オ 平成29年度予算書、平成28年度及び平成27年度決算書

カ 平成29年度事業計画書、平成28年度及び平成27年度事業報告書

キ 団体概要(任意様式)※チラシ、パンフレット等団体の活動内容がわかる資料で可

(3) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

ア 提出先

川崎市子ども未来局子ども支援部子ども家庭課

イ 提出期間

平成29年6月27日(火)午前9時～平成29年7月4日(火)午後5時(必着)

(4) 参加資格要件確認結果通知

参加者の資格要件に基づく審査を行い、平成29年7月11日(火)までに「参加資格確認結果通知書」の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

6 募集要項、仕様書、関係様式、その他公募型企画提案に係る情報の入手方法

平成29年6月20日より、「16 提出先及び問合せ先」の所管課にて配布するほか、市ホームページ上にも掲載します。

※「トップページ>事業者・就労支援情報>事業者・就労支援の各種情報>事業者向け情報」のページにある「平成29年度川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について」を確認してください。

7 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する者は、参加資格要件の確

認後、次の書類について原本1部及び写し15部を提出してください。

複数の履行場所での事業受託を希望する場合は、履行場所ごとに作成してください。

ア 企画提案書(様式4)

イ 見積書(様式5-①)、積算内訳書(様式5-②)

(2) 企画提案書等の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の差し替え、変更又は追加は認めません。

イ 本市が必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

(3) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

ア 提出先

川崎市子ども未来局子ども支援部子ども家庭課

イ 提出期間

平成29年7月18日(火)午前9時～平成29年7月21日(金)午後5時(必着)

8 選定方法

公募型プロポーザル方式による評価を行います。

「参加資格確認通知書」により参加資格の確認を受けた参加者は、川崎市子ども未来局内に設ける選定委員会において、提出書類を基に提案説明を行い、ヒアリングを受けていただきます。

9 選定基準

- (1) 団体の運営能力
- (2) 団体の理念・基本方針
- (3) 支援内容の工夫
- (4) 支援体制の確保
- (5) 安全管理の対策
- (6) 関係機関との連携
- (7) 見積書の妥当性

10 契約の締結

(1) 選定結果通知後、選定された事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該事業の委託に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。

(2) 企画提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。

(3) 本事業の実施に関わる方針に変更がなく、履行期間中の業務の実施状況が優良と認められる場合は、1年委託契約を更新し、最大で平成32年3月31日まで継続することができるものとします。

11 その他

(1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等、

本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とします。

(2) 提出書類は、返却しません。

(3) 提出書類は、本事業の受託者の評価以外に参加者に無断で使用しません。

(4) 提出書類は、川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号)の規定に基づき公開することがあります。

(5) 企画提案に使用する言語は、原則として日本語とします。

(6) 企画提案に使用する通貨は、原則として円とします。

12 提出先及び問合せ先

所管課：川崎市子ども未来局子ども支援部子ども家庭課

川崎市役所 第3庁舎14階

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

電話：044-200-2672

E-mail：45kodoka@city.kawasaki.jp

担当者：末繁(すえしげ)、出口(でぐち)

川崎市公告第341号

川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業業務委託(高津区)の業者選定に関する公募型企画提案の実施について次のとおり公告します。

平成29年6月20日

川崎市長 福田紀彦

1 委託名

川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業業務委託(高津区)

2 履行期間

平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

3 委託の概要

※詳細は、「川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業業務委託仕様書」を参照してください。

(1) 委託内容

ア 基本的な生活習慣の習得に向けた支援

イ 家庭学習習慣の定着に向けた支援

ウ 遊びやものづくりなどを通じた交流

エ 食事に関する体験

オ 保護者の孤立防止に向けた支援

(2) 履行場所

区	高津区
市が指定する場所	橘地区内
実施時間	16:00～20:00

※履行場所については、事業の性格から一般に広報す

る予定はありませんので、所管課までメールでお問合せください。

E-mail 45kodoka@city.kawasaki.jp

担当者 末繁(すえしげ)、出口(でぐち)

※事業の実施は、週2回を原則とし、あらかじめ曜日  
を特定するものとし、履行期間内において44日以上  
実施することとします。

#### 4 参考価格(消費税及び地方消費税を含む)

橘地区内履行場所 2,614,000円

#### 5 参加意向申出書の提出

##### (1) 参加者の資格要件

本事業に関する募集に応募することができる事業者は、本事業の趣旨を十分に理解し、安定して事業を実施する能力を有する法人その他の団体であつて、次の要件を全て満たすものとします。

ア 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)

第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止中でないこと。

ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

エ 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支援法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

オ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

カ 組織運営に関する規定を有し、予算及び決算を管理している団体であること。

キ 5人以上の構成員により組織していること。

##### (2) 提出書類

受託を希望する者は、次の書類について原本1部及び写し15部を提出してください。

ア 参加意向申出書(様式1)

代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

複数の履行場所での事業受託を希望する場合は、履行場所ごとに作成してください。

イ 誓約書(様式2)

ウ 団体の定款、規約、会則等

エ 団体の役員名簿

オ 平成29年度予算書、平成28年度及び平成27年度決算書

カ 平成29年度事業計画書、平成28年度及び平成27年度事業報告書

キ 団体概要(任意様式)※チラシ、パンフレット等団体の活動内容がわかる資料で可

##### (3) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

ア 提出先

川崎市子ども未来局子ども支援部子ども家庭課

イ 提出期間

平成29年6月27日(火)午前9時～平成29年7月4日(火)午後5時(必着)

##### (4) 参加資格要件確認結果通知

参加者の資格要件に基づく審査を行い、平成29年7月11日(火)までに「参加資格確認結果通知書」の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

#### 6 募集要項、仕様書、関係様式、その他公募型企画提案に係る情報の入手方法

平成29年6月20日より、「16 提出先及び問合せ先」の所管課にて配布するほか、市ホームページ上にも掲載します。

※「トップページ>事業者・就労支援情報>事業者・就労支援の各種情報>事業者向け情報」のページにある「平成29年度川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について」を確認してください。

#### 7 企画提案書等の提出

##### (1) 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する者は、参加資格要件の確認後、次の書類について原本1部及び写し15部を提出してください。

複数の履行場所での事業受託を希望する場合は、履行場所ごとに作成してください。

ア 企画提案書(様式4)

イ 見積書(様式5-①)、積算内訳書(様式5-②)

##### (2) 企画提案書等の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の差し替え、変更又は追加は認めません。

イ 本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

##### (3) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

ア 提出先

川崎市子ども未来局子ども支援部子ども家庭課

イ 提出期間

平成29年7月18日(火)午前9時～平成29年7月21日(金)午後5時(必着)

#### 8 選定方法

公募型プロポーザル方式による評価を行います。

「参加資格確認通知書」により参加資格の確認を受

けた参加者は、川崎市子ども未来局内に設ける選定委員会において、提出書類を基に提案説明を行い、ヒアリングを受けていただきます。

9 選定基準

- (1) 団体の運営能力
- (2) 団体の理念・基本方針
- (3) 支援内容の工夫
- (4) 支援体制の確保
- (5) 安全管理の対策
- (6) 関係機関との連携
- (7) 見積書の妥当性

10 契約の締結

- (1) 選定結果通知後、選定された事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該事業の委託に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。
- (2) 企画提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (3) 本事業の実施に関わる方針に変更がなく、履行期間中の業務の実施状況が優良と認められる場合は、1年委託契約を更新し、最大で平成32年3月31日まで継続することができるものとします。

11 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類は、返却しません。
- (3) 提出書類は、本事業の受託者の評価以外に参加者に無断で使用しません。
- (4) 提出書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき公開することがあります。
- (5) 企画提案に使用する言語は、原則として日本語とします。
- (6) 企画提案に使用する通貨は、原則として円とします。

12 提出先及び問合せ先

所管課：川崎市子ども未来局子ども支援部子ども家庭課  
 川崎市役所 第3庁舎14階  
 住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話：044-200-2672  
 E-mail：45kodoka@city.kawasaki.jp  
 担当者：末繁（すえしげ）、出口（でぐち）

川崎市公告第342号

川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業業務委託（多摩区）の業者選定に関する公募型企画提案の実施について次のとおり公告します。

平成29年6月20日

川崎市長 福田 紀彦

1 委託名

川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業業務委託（多摩区）

2 履行期間

平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

3 委託の概要

※詳細は、「川崎市ひとり親家庭等生活・学習支援事業業務委託仕様書」を参照してください。

(1) 委託内容

- ア 基本的な生活習慣の習得に向けた支援
- イ 家庭学習習慣の定着に向けた支援
- ウ 遊びやものづくりなどを通じた交流
- エ 食事に関する体験
- オ 保護者の孤立防止に向けた支援

(2) 履行場所

区	多摩区
市が指定する場所	中野島地区内
実施時間	16：30～20：00

※履行場所については、事業の性格から一般に広報する予定はありませんので、所管課までメールでお問合せください。

E-mail 45kodoka@city.kawasaki.jp

担当者 末繁（すえしげ）、出口（でぐち）

※事業の実施は、週2回を原則とし、あらかじめ曜日を特定するものとし、履行期間内において44日以上実施することとします。

4 参考価格（消費税及び地方消費税を含む）

中野島地区内履行場所 2,492,000円

5 参加意向申出書の提出

(1) 参加者の資格要件

本事業に関する募集に応募することができる事業者は、本事業の趣旨を十分に理解し、安定して事業を実施する能力を有する法人その他の団体であって、次の要件を全て満たすものとします。

ア 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）

第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止中でないこと。

ウ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

エ 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第



5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支援法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

オ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

カ 組織運営に関する規定を有し、予算及び決算を管理している団体であること。

キ 5人以上の構成員により組織していること。

## (2) 提出書類

受託を希望する者は、次の書類について原本1部及び写し15部を提出してください。

ア 参加意向申出書(様式1)

代表者の印は、契約書に使用する代表者印を押印してください。

複数の履行場所での事業受託を希望する場合は、履行場所ごとに作成してください。

イ 誓約書(様式2)

ウ 団体の定款、規約、会則等

エ 団体の役員名簿

オ 平成29年度予算書、平成28年度及び平成27年度決算書

カ 平成29年度事業計画書、平成28年度及び平成27年度事業報告書

キ 団体概要(任意様式)

※チラシ、パンフレット等団体の活動内容がわかる資料で可

## (3) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

ア 提出先

川崎市子ども未来局子ども支援部子ども家庭課

イ 提出期間

平成29年6月27日(火)午前9時～平成29年7月4日(火)午後5時(必着)

## (4) 参加資格要件確認結果通知

参加者の資格要件に基づく審査を行い、平成29年7月11日(火)までに「参加資格確認結果通知書」の写しを電子メールで送付し、原本は後日郵送します。

## 6 募集要項、仕様書、関係様式、その他公募型企画提案に係る情報の入手方法

平成29年6月20日より、「16 提出先及び問合せ先」の所管課にて配布するほか、市ホームページ上にも掲載します。

※「トップページ>事業者・就労支援情報>事業者・就労支援の各種情報>事業者向け情報」のページにある「平成29年度川崎市ひとり親家庭生活・学習

支援事業業務委託に関する公募型プロポーザルの実施について」を確認してください。

## 7 企画提案書等の提出

### (1) 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する者は、参加資格要件の確認後、次の書類について原本1部及び写し15部を提出してください。

複数の履行場所での事業受託を希望する場合は、履行場所ごとに作成してください。

ア 企画提案書(様式4)

イ 見積書(様式5-①)、積算内訳書(様式5-②)

### (2) 企画提案書等の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の差し替え、変更又は追加は認めません。

イ 本市で必要があると判断した場合は、補足資料を求めることがあります。

### (3) 提出方法

事前連絡の上、持参又は郵送により提出してください。

ア 提出先

川崎市子ども未来局子ども支援部子ども家庭課

イ 提出期間

平成29年7月18日(火)午前9時～平成29年7月21日(金)午後5時(必着)

## 8 選定方法

公募型プロポーザル方式による評価を行います。

「参加資格確認通知書」により参加資格の確認を受けた参加者は、川崎市子ども未来局内に設ける選定委員会において、提出書類を基に提案説明を行い、ヒアリングを受けていただきます。

## 9 選定基準

(1) 団体の運営能力

(2) 団体の理念・基本方針

(3) 支援内容の工夫

(4) 支援体制の確保

(5) 安全管理の対策

(6) 関係機関との連携

(7) 見積書の妥当性

## 10 契約の締結

(1) 選定結果通知後、選定された事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、当該事業の委託に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。

(2) 企画提案書は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。

(3) 本事業の実施に関わる方針に変更がなく、履行期

間中の業務の実施状況が優良と認められる場合は、1年委託契約を更新し、最大で平成32年3月31日まで継続することができるものとします。

11 その他

- (1) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルに要する費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類は、返却しません。
- (3) 提出書類は、本事業の受託者の評価以外に参加者に無断で使用しません。
- (4) 提出書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき公開することがあります。
- (5) 企画提案に使用する言語は、原則として日本語とします。
- (6) 企画提案に使用する通貨は、原則として円とします。

12 提出先及び問合せ先

所管課：川崎市子ども未来局子ども支援部こども家庭課  
 川崎市役所 第3庁舎14階  
 住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1  
 電 話：044-200-2672  
 E-mail：45kodoka@city.kawasaki.jp  
 担当者：末繁（すえしげ）、出口（でぐち）

川崎市公告第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市高津区下作延二丁目27番1  
ほか1筆  
804平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市高津区下作延六丁目5番24号  
 島崎 久美子  
 川崎市高津区下作延六丁目5番24号  
 島崎 浩弥

- 3 予定建築物の用途  
共同住宅

計画戸数：19戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成29年4月21日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第8号

川崎市公告第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市多摩区寺尾台二丁目5番1  
ほか25筆の一部  
3,651平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
横浜市神奈川区金港町6番3  
株式会社 ICS 代表取締役 池永 辰雄
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅

計画戸数：21戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成28年11月24日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第132号  
平成29年1月17日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第158号（変更）

川崎市公告第345号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	かわさき新産業創造センター冷暖房その他設備改修（1期）工事
	履行場所	川崎市幸区新川崎7番7号
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1)	川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
	(2)	川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
	(3)	建設業退職金共済制度に加入していること。
	(4)	平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

参 加 資 格	<p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年7月21日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名 宮前生活環境事業所外壁屋上防水その他改修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区宮崎172
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月16日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「防水」種目「その他の防水」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 防水工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「防水」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100

入札日時等	平成29年7月19日 14時30分 (砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

**川崎市公告第346号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関

する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年6月21日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市宮前区野川字中耕地1505番  
ほかに3筆の一部  
619平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市宮前区土橋2丁目6番地17  
株式会社 成建 代表取締役 浅川 聡

- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：4戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成29年1月11日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第152号  
平成29年5月24日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第21号（変更）

**川崎市公告第347号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年6月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市川崎区殿町三丁目101番1  
の一部 ほかに1筆の一部（第1工区）  
9,124平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号  
大和ハウス工業株式会社 東京本店  
取締役専務執行役員 芳井 敬一

- 3 予定建築物の用途  
店舗・事務所・診療所・ホテル  
計画戸数：3戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成27年12月3日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第104号  
平成28年6月17日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第36号（変更）  
平成28年11月10日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第123号（変更）  
平成29年5月24日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第22号（変更）

**川崎市公告第348号**

川崎都市計画地区計画の原案を作成したので、川崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和60年川崎市条例第1号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、その案を縦覧に供します。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する区域内の土地の所有者等は、公告のあった日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、川崎市長に意見書を提出することができます。

平成29年6月22日

川崎市長 福田紀彦

- 1 種 類  
川崎都市計画地区計画
- 2 名 称  
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区地区計画
- 3 位置及び区域  
多摩区 登戸地内
- 4 縦覧場所  
川崎市まちづくり局計画部都市計画課  
（川崎区宮本町1番地川崎市役所本庁舎隣り明治安田生命川崎ビル5階）  
登戸区画整理事務所（多摩区登戸2202-1）  
多摩区役所10階市政資料コーナー（多摩区登戸1775-1）  
川崎市立多摩図書館（多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎）
- 5 縦覧期間  
平成29年6月22日（木）から平成29年7月5日（水）まで

6 意見書提出期間  
平成29年6月22日(木)から平成29年7月12日(水)  
まで

## 川崎市公告第349号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成29年6月23日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 一般X線撮影装置システム
	履 行 場 所 仕様書のとおり
	履 行 期 限 平成30年2月28日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「医療機器」に登録されていること。</p> <p>(4) 川崎市内に本社を有すること。</p> <p>(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(6) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業との契約実績でもかまいません。</p> <p>(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入できること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階)
入札日時等	平成29年8月1日11時00分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## 川崎市公告第350号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月23日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 道水路台帳図数値図化測量(その3)委託
	履 行 場 所 川崎市幸・中原区内
	履 行 期 限 平成30年3月30日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「地図調製」で登録されている者。</p> <p>(5) 主任技術者として、測量士を配置すること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097

入札日時等	平成29年7月20日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## 川崎市公告第351号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月23日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件 名	小型動力ポンプ付積載車
	履 行 場 所	消防局の指定する場所(川崎市内)
	履 行 期 限	平成30年1月31日
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「自動車」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。</p> <p>(4) 平成19年4月1日以降に、この購入(製造)物品についての類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。</p> <p>(5) この購入(製造)物品の納入後、保守、点検、修理、その他アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。</p> <p>(6) 検査を行う設備を日本国内に有しており、本市の求めにより職員の立会いの下に、検査に応じられること。</p> <p>(7) この購入(製造)物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 電話番号 044-200-2092 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階)	
入札日時等	平成29年8月9日11時00分(川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階)	
入札保証金	要	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市公告第352号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年6月23日

川崎市長 福田紀彦

## 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市多摩区菅馬場二丁目4412-1

ほか5筆の一部  
1,405平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

川崎市多摩区菅馬場3-4-9

上原 道雄

## 3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数:15戸

## 4 開発許可年月日及び許可番号

平成29年3月8日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第191号

平成29年5月23日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第19号(変更)

## 川崎市公告第353号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年6月23日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区王禅寺東五丁目158番  
ほか3筆の一部  
903平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
川崎市麻生区王禅寺西7丁目7番3号  
森 政吉
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：5戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成28年11月11日  
川崎市指令 ま建管宅地(イ)第125号

## 川崎市公告第354号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名 王禅寺処理センター資源化処理施設空調設備点検整備業務委託
  - (2) 履行場所 王禅寺処理センター資源化処理施設：川崎市麻生区王禅寺1285番地
  - (3) 履行期間 契約日から平成29年10月31日(火)まで
  - (4) 業務概要 王禅寺処理センター資源化処理施設の空調設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。
- 2 競争入札参加資格  
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
  - (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登載されていること。
  - (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に

地域区分「市内」で登録されている者。

- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、空調設備点検整備業務の契約実績を有すること。ただし、民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (6) 空調設備点検整備業務委託に必要な資格を有している人員を配置できること。  
資格を保有していることを証明できる書類を提出すること。  
なお、主に必要な資格は次のとおりとする。  
ア 冷媒フロン類取扱技術者  
イ 高所作業技能講習修了者
- 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先  
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)の書類を提出してください。
  - (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
〒215-0013  
川崎市麻生区王禅寺1285番地 環境局施設部王禅寺処理センター  
技術係 藤井、村瀬、斎藤  
電話 044-966-6135、FAX 044-951-0314  
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
  - (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
平成29年6月26日(月)から平成29年7月3日(月)9時から17時まで  
(日曜日及び12時から13時の間は除く)
  - (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします)
  - (4) 提出書類  
ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し  
イ 上記2(6)の資格証の写し
- 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付  
競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成29年7月19日(水)までに交付します。  
なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。
  - (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
  - (2) 交付日時 平成29年7月19日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
平成29年7月19日(水)から平成29年7月24日(月)  
9時から17時まで(日曜及び12時から13時の間は除く)

- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

- ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-951-0314  
ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成29年7月31日(月)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。  
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。  
(2) 入札・開札の日時 平成29年8月2日(水)10時00分  
(3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地  
王禅寺処理センター  
3階会議室  
(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします)  
(5) 入札保証金 免除  
(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。  
(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除  
(2) 契約書の作成 要  
(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)

[kawasaki.jp/epc/index.htm](http://www.kawasaki.jp/epc/index.htm)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。  
(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。  
(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第355号

入札公告(役務)

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 「COOL CHOICE」普及啓発業務委託  
(2) 履行場所 川崎市内  
(3) 履行期間 契約締結日から平成30年2月28日まで  
(4) 業務内容

「COOL CHOICE」普及啓発に関する業務内容は、次のとおりとする。

- ア COOL CHOICE普及促進コーナーの企画・運営を行う。  
イ 普及啓発ツールの企画・作成を行う。  
ウ CM作製・放映、広告の掲載、イベントの実施等による啓発を行う。

2 競争参加資格

入札に参加を希望するものは、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 川崎市契約規則第2条に規定する資格停止期間中でないこと。  
(2) 平成29・30年度川崎市競争参加資格審査申請書により、次の有資格業者名簿に登録していること。  
ア 業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」「映画・ビデオ制作」「広告代理店」「印刷物のデザイン」に登録していること。  
(3) 過去5年間に、本委託業務と類似の契約実績を有していること。  
(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければならない。

- (1) 配布・提出場所 川崎市環境局地球環境推進室  
〒210-8577 川崎市川崎区東



- 田町5-4第3庁舎17階  
電話 044-200-3871
- (2) 配布・提出期間 平成29年6月26日から平成29年7月3日まで  
午前9時から午後4時30分まで  
(正午から午後1時及び土曜日、日曜日、祝日は除く。)
- (3) 提出方法 持参
- 4 業務仕様書類の閲覧  
次により業務仕様書類を閲覧することができます。
- (1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ  
(2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ
- 5 競争参加資格確認通知書の交付  
競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。また、競争参加資格があると認められた者には、入札説明書及び仕様書を交付します。なお、川崎市業務委託有資格業務名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次の期間に受け取りに来ること。
- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ  
(2) 交付日時 平成29年7月4日  
午前10時から午後4時まで  
(正午から午後1時までを除く。)
- 6 競争参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。  
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 仕様・入札に関する問い合わせ先
- (1) 場所 上記3(1)と同じ。  
(2) 期間 平成29年7月4日から平成29年7月7日  
午前9時から午後4時30分まで  
(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 方法 入札説明書に添付の「質問書」に必要事項を記入し、3(1)の場所に持参または電子メールにて提出してください。  
※質問書送付先メールアドレス  
<30tisui@city.kawasaki.jp>
- (4) 回答方法  
平成29年7月10日までに一般競争入札参加資格通知書の交付を受けた者へ文書(電子メールまたはFAX)で送付します。なお、一般競争入札資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答しません。
- 8 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとする。
- (2) 入札の日時 平成29年7月14日 午前10時
- (3) 入札の場所 川崎市役所第3庁舎15階第1会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 開札の日時 上記8(2)に同じ
- (6) 開札の場所 上記8(3)に同じ
- (7) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。
- (8) 入札の無効 「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約手続等
- (1) 契約保証金 契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)で閲覧できます。
- 10 その他
- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に関する問い合わせ先は、上記3?に同じです。

## 川崎市公告第356号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 王禅寺処理センター消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 王禅寺処理センター：川崎市麻生区王禅寺1285番地
- (3) 履行期間 契約日から平成30年3月20日まで
- (4) 業務概要 消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6に基づく、王禅寺処理センターに設置されている消防用設備等

## の保守点検業務

## 2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に搭載されていること。
- (4) 川崎市内に本社を有していること。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、消防用設備保守点検業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (6) 施設に設置されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有する技術者を配置すること。また、当該消防設備士との雇用関係を証明できる書類を提出すること。

## 3 競争参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)、(6)の書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市麻生区王禅寺1285番地  
環境局施設部王禅寺処理センター  
電話 044-966-6135  
※競争参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
平成29年6月26日(月)から平成29年6月30日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とする。)
- (4) 提出書類  
ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し  
イ 上記2(6)の資格証の写し及び雇用関係を証明可能な書類

## 4 競争参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争参加資格があると認められた者には、競争参加資格確認通知書等を平成29年7月14日(金)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録してい

ない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成29年7月14日(金)9時から17時まで  
(12時から13時の間は除く。)

## 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
平成29年7月14日(金)から平成29年7月21日(金)(日曜、祝日は除く。)  
9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出すること。
- (3) 質問受付方法  
ア 電子メール 30ouzen@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-951-0314  
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法  
平成29年7月26日(水)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

## 6 競争参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 平成29年7月28日(金)10時00分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市麻生区王禅寺1285番地  
王禅寺処理センター 3階会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参  
(持参以外は無効とする。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm)

## 9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

## 川崎市公告第357号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センター消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 堤根処理センター：川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から平成30年3月16日(金)まで
- (4) 業務概要 消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6に基づく、堤根処理センターに設置されている消防用設備等の保守点検業務

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に記載されていること。
- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、消防用設備保守点検業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有す

ること。

- (6) 施設に設備されている消防用設備の種別に対応した消防設備士免状を保有するもの及び防災管理点検資格者を業務にあたらせること。また、当該消防設備士及び防災管理点検資格者との雇用関係を証明できる書類を提出すること。

## 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(5)(6)に関する書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課

担当 伊藤、佐藤、櫻井

電話 044-200-2588(直通)

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

平成29年6月26日(月)から平成29年6月30日(金)9時から17時まで

(12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法 持参。(持参以外は無効とします。)

- (4) 提出書類

ア 上記2(5)の契約内容を確認できる契約書等の写し

イ 上記2(6)の資格証の写し及び雇用関係を証明可能な書類

## 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成29年7月7日(金)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ

- (2) 交付日時 平成29年7月7日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

## 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日

平成29年7月7日(金)から平成29年7月11日(火)

9時から17時まで(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成29年7月18日(火)

全社へ文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成29年7月21日(金)10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参  
(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規程」

から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

#### 川崎市公告第358号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 浮島処理センター消防用設備保守点検業務委託

(2) 履行場所 浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1

(3) 履行期間 契約日から平成30年3月16日(金)まで

(4) 業務概要 本業務は、浮島処理センターに設置されている消防用設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検を実施するものとする。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守点検」に登載されていること。

(4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の消防用設備保守点検業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

(6) 消防用設備保守点検業務委託に必要な資格及び技術者を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格及び技術者は次のとおりとする。

ア 消防設備点検資格者

イ 防災管理点検資格者

ウ その他本業務を履行するにあたって必要な資格

3 競争入札参加資格申込書及び現場説明希望調査書の

## 配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)ア、イ及びウの書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部処理計画課 伊藤、二戸、櫻井  
電話 044-200-2587 (直通)  
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
平成29年6月26日(月)から平成29年6月30日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (4) 提出書類  
ア 競争入札参加申込書  
イ 上記2(5)の契約書の写し  
ウ 上記2(6)ア、イ及びウの資格証の写し

## 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで平成29年7月7日(金)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成29年7月7日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

## 5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日  
平成29年7月7日(金)から平成29年7月11日(火)  
9時から17時まで(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)
- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。
- (3) 質問受付方法  
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-200-3923  
ウ 持参 上記3(1)に同じ
- (4) 回答方法 平成29年7月18日(火)  
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

## 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 平成29年7月21日(金)10時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参  
(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規程」から閲覧できます。

## 9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

## 川崎市公告第359号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター空調設備点検整備業務委託
- (2) 履行場所 浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から平成29年11月30日(木)まで
- (4) 業務概要 本業務は、浮島処理センターに設置されている空調設備の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されていること。
- (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の空調設備点検整備業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。
- (6) 空調設備点検整備業務委託に必要な資格及び技術者を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格及び技術者は次のとおりとする。

- ア 第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者  
イ その他本業務を履行するにあたって必要な資格

## 3 競争入札参加資格申込書及び現場説明希望調査書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)ア及びイの書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部処理計画課 伊藤、二戸、櫻井  
電話 044-200-2587(直通)  
※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
平成29年6月26日(月)から平成29年6月30日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

- (3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

## (4) 提出書類

- ア 競争入札参加申込書  
イ 上記2(5)の契約書の写し  
ウ 上記2(6)ア及びイの資格証の写し

## 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで平成29年7月7日(金)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ  
(2) 交付日時 平成29年7月7日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

## 5 質問書の受付・回答

### (1) 質問受付日

平成29年7月7日(金)から平成29年7月11日(火)9時から17時まで(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)

### (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

### (3) 質問受付方法

- ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp  
イ FAX 044-200-3923  
ウ 持参 上記3(1)に同じ

### (4) 回答方法 平成29年7月18日(火)

全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

## 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。  
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。  
(2) 入札・開札の日時 平成29年7月21日(金)11時30分  
(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室  
(4) 入札書の提出方法 持参

- (持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## 8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) の「契約関係規程」から閲覧できます。

## 9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。
- (3) 詳細は入札説明書によります。

### 川崎市公告第360号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 浮島処理センター構内樹木剪定業務委託
- (2) 履行場所 浮島処理センター：川崎市川崎区浮島町509番地1
- (3) 履行期間 契約日から平成30年2月28日(水)まで
- (4) 業務概要 本業務は、浮島処理センター構内の環境を良好に保つために必要な樹木の剪定作業を実施するものである。

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されていること。

(4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。

(5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の樹木剪定業務の契約実績を有すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

(6) 植栽管理業務委託に必要な資格及び技術者を有している人員を配置できること。

なお、主に必要な資格及び技術者は次のとおりとする。

ア 造園施工管理技士または、1級もしくは2級造園技能士

イ 刈払機取扱作業者

#### 3 競争入札参加資格申込書及び現場説明希望調査書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2の(5)、(6)ア及びイの書類を提出してください。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階

環境局施設部処理計画課 伊藤、二戸、櫻井

電話 044-200-2587(直通)

※競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

平成29年6月26日(月)から平成29年6月30日(金)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

(3) 提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(5)の契約書の写し

ウ 上記2(6)ア及びイの資格証の写し

#### 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで平成29年7月7日(金)に配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 平成29年7月7日(金) 9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付日

平成29年7月7日(金) から平成29年7月11日(火) 9時から17時まで(土、日曜及び12時から13時の間は除く。)

(2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

平成29年7月18日(火)

全社へ文書(電子メールまたはF A X)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成29年7月21日(金) 11時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

(6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。  
(7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、入札情報かわさき(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規程」から閲覧できます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3?に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第361号

入札公告

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度自動車騒音の常時監視業務委託

(2) 履行場所

市内の監視対象となる幹線道路18評価区間

(3) 履行期間

契約日から平成30年3月9日まで

(4) 業務概要

本業務は、騒音規制法第18条(昭和43年法律第98号)に基づく自動車騒音の状況の常時監視として、市内の幹線交通を担う道路に面する地域の騒音に係る環境基準の適合状況を把握することを目的として実施するもの。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「調査・測定」種目「計量証明」に登載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5ヶ年に、本市又は他官公庁において、騒音規制法第18条に基づく自動車騒音の常時監視に関する業務の実績があること。

3 競争入札参加申込書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所



川崎市環境局環境対策部大気環境課  
 担当 末岡  
 郵便番号 210-0005  
 住 所 川崎市川崎区東田町5-4  
 川崎市役所第3庁舎17階  
 電 話 044-200-2531  
 F A X 044-200-3922  
 E-mail 30taiki@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

平成29年6月26日(月)から平成29年7月3日(月)まで(土、日曜日を除く)

イ 配布・提出時間

午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

(5) 仕様書

上記3(2)の期間中に、持参にて3(3)の提出をした者に3(1)の場所で配布します。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年7月18日(火)までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成29年7月18日(火)から平成29年7月21日(金)午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年7月25日(火)までに、参加全社あてに電子メール又はFAX

Xにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

税抜きの総額で行います。

(2) 入札・開札の日時

平成29年7月28日(金)10時00分

(3) 入札・開札の場所

川崎市役所第3庁舎16階 環境局会議室(川崎市川崎区東田町5-4)

(4) 入札書の提出方法

持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は3 (1) に同じ。

**川崎市公告第362号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

「(仮称) 臨海部ビジョン」策定支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

(4) 委託概要

本市の「力強い産業都市づくり」の中心を担う臨海部が、変化の激しい状況下においても、長期的な視点からの課題解決やポテンシャルの発揮を通じて持続的に発展し、産業と環境が高度に調和した都市拠点として日本の成長を牽引できるよう、臨海部の目指すべき将来像や、その実現に向けた戦略、取組の方向性を示す「(仮称) 臨海部ビジョン」策定業務を効率的かつ効果的に行うため、有識者等により構成される懇談会、有識者・臨海部企業等との個別の意見交換、ビジョン(案)の作成及びビジョン(完成版)の作成等の支援を行うものです。詳細は、委託仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「調査・測定」、種目「その他」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去3年以内に、本市又は他官公庁において行政計画等策定支援業務の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)に示す契約実績を確認できる書類(契約書等の写し)を提出しなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布場所  
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部

担当 稲葉、高橋

電話 044-200-2945

(2) 配布・提出期間

平成29年6月26日(月)から平成29年7月3日(月)までとします(9時から12時まで及び13時から17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)。

(3) 提出場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(4) 提出方法

郵送又は持参(いずれの場合も、平成29年7月3日(月)17時までに臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部に到着する必要があります。)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年7月5日(水)までに送付します。ただし、これが困難な場合には下記の場所及び日時で直接交付します。

(1) 交付場所 3(1)に同じ

(2) 交付日時 平成29年7月5日(水)13時から17時まで

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

平成29年6月26日(月)から平成29年7月3日(月)17時までとします。

(3) 問い合わせ方法

質問については、「質問書」の様式に必要事項を記入し、郵送又は持参の方法で臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部に提出してください。

回答は平成29年7月5日(水)までに、全社あてに電子メールにて送付します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種

作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8パーセント）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札・開札の日時 平成29年7月7日（金）10時00分

イ 入札・開札の場所 川崎市役所第3庁舎10階  
（臨海部国際戦略本部会議室）

(3) 入札書の提出方法

入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封書に封印し、提出してください。なお、郵送は認められません。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札、及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報」（<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>）の「契約関係規程」から閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本

語及び日本国通貨に限りします。

(3) 入札は所定の入札書をもって行います。

(4) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。また、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

(5) 落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

(6) 関連情報を入手するための窓口は3(1)と同じです。

川崎市公告第363号

入札公告

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公表します。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

PM2.5シーケンシャルサンプラー保守点検業務委託

(2) 履行場所

田島測定局（2台）川崎市川崎区田島町20番5号  
（測定局屋上）

池上測定局（2台）川崎市川崎区池上町3番

高津測定局（2台）川崎市高津区溝口1丁目6番  
10号（建物屋上）

(3) 履行期間

契約日から平成29年9月29日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去5か年に、本市又は他官公庁において同規模の委託契約の実績があること。

3 競争入札参加申込書の提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所

川崎市環境総合研究所事業推進課  
担当 末繁、北爪

郵便番号 210-0821  
住 所 川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階  
電 話 044-276-9001  
F A X 044-288-3156  
E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日  
平成29年6月26日(月)から平成29年6月30日(金)まで

イ 配布・提出時間  
午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書  
イ 契約実績等を確認できる契約書の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)は、インターネットからダウンロードすることができます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年7月11日(火)までに送付します。

5 仕様・入札に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成29年7月11日(火)から平成29年7月18日(火)午後5時まで

(3) 問い合わせ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAX又は電子メールアドレス宛て送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年7月20日(木)までに、参加全社宛てに電子メールにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜き総額で行います。

ア 入札書の提出日時

平成29年7月31日(月)午前11時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市環境総合研究所研修室  
川崎市川崎区殿町3丁目25番13号 川崎生命科学・環境研究センター3階

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 入札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)落札者の決定方法

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

関連情報を入手するための窓口は3?に同じ。

川崎市公告第364号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

平成29年度雨量計交換業務委託

## (2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎 ほか

## (3) 履行期間

契約日から平成29年10月31日まで

## (4) 業務概要

川崎市内の雨量情報を継続して正確に収集するために、気象庁による検定期限が平成24年10月4日から5年間となっている雨量計27基を更新します。

## 2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他」に記載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、雨量計の設置、点検等に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

## 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

## (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 情報担当

電話 044-200-2857(直通)、

FAX 044-200-3972、

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

## (2) 配布・提出期間

平成29年6月26日(月)から6月30日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年7月3日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、平日の正午から午後1時までを除きます。

## 4 入札説明会及び入札説明書

## (1) 入札説明会

実施しません。

## (2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

## (1) 日時

平成29年7月5日(水)午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

## (2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

## 6 仕様に関する問い合わせ

## (1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

## (2) 質問受付期間

平成29年6月26日(月)から7月6日(木)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年7月7日(金)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日及び日曜日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

## (4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

## (5) 回答方法

平成29年7月11日(火)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、

この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の8%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年7月13日（木）午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎7階  
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)及び「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第365号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市外国人市民代表者会議第12期代表者募集関係業務委託
- (2) 履行場所 市民文化局人権・男女共同参画室
- (3) 履行期限 契約締結日から平成29年9月30日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市の業務委託有資格業者名簿に業種「その他」、種目「その他」に登載されていること。
- (4) 官公庁において帳票印刷・封入封緘業務に関する契約実績を有すること。

3 一般競争参加資格確認申請書等の配付及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により申込をしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書の配付場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

## (2) 配付及び提出期間

平成29年6月26日(月)から平成29年7月3日(月)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土・日曜日、祝日を除く。)

## (3) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局人権・男女共同参画室 担当 丸橋

電話 044-200-2359(直通)

FAX 044-200-3914

メール [25gaikok@city.kawasaki.jp](mailto:25gaikok@city.kawasaki.jp)

## (4) 提出方法

持参に限ります。

## 4 仕様・入札に関する問い合わせ先

## (1) 問い合わせ場所 上記3(3)と同じ。

## (2) 問い合わせ期間

平成29年6月26日(月)午前8時30分から平成29年7月10日(月)午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く。)

## (3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

## (4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年7月12日(水)までに、参加全社あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

## 5 競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認められた者には、次により確認通知書及び入札説明書を交付します。ただし、業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールにて配信されます。

## (1) 日時

平成29年7月6日(木)午前8時30分～正午及び午後1時～5時

## (2) 交付場所

3(3)に同じ

## 6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

## (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

## (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の

記載をしたとき。

## 7 入札手続等

## (1) 入札の方法

ア 入札書の提出方法  
持参

イ 入札・開札の日時

平成29年7月18日(火)午後1時30分

ウ 入札・開札の場所

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階 市民文化局会議室

## (2) 入札保証金 免除

## (3) 入札金額等

ア 入札書に記入する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。

イ 入札は所定の入札書をもって行い、入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。

## (4) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者または開札者の立会いに関する権限を委任したことを示す委任状を、入札前に提出してください。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、そのものの入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

## (7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

## 8 契約手続等

## (1) 契約保証金 免除

## (2) 契約書作成の要否 要

## (3) 前払金 否

## (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

## 9 その他

## (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 入札説明書に記載した以外については、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得

等の定めるところによります。

**川崎市公告第366号**

消防法（昭和23年法律第186号）第26条第3項の規定により、平成29年度川崎市総合防災訓練の実施に伴うサイレン吹鳴を、次のとおり公告します。

平成29年 6月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 日時：平成29年 8月27日（日）午前10時～12時

（案件1）

2 場所：あさおふれあいの広場

麻生区上麻生 6-15-1

3 方法：消防車によるサイレンの吹鳴

**川崎市公告第367号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 6月26日

川崎市長 福 田 紀 彦

競争入札に付する事項	件 名	市道久末鷺沼線舗装道補修（切削）工事
	履行場所	川崎市宮前区有馬5丁目19番地先
	履行期限	契約の日から100日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年 7月10日 13時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

（案件2）

競争入札に付する事項	件 名	市道井田中ノ町28号線道路補修（打換）工事
	履行場所	川崎市中原区井田中ノ町19番地先他1箇所
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	



契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年7月10日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件3)

競争入札に付する事項	件名	狭あい道路舗装整備2号工事
	履行場所	川崎市宮前区、多摩区及び麻生区
	履行期限	契約の日から平成30年3月16日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年7月10日13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a> 本入札は単価による入札となります。 本入札は紙入札となります。	

## (案件4)

競争入札に付する事項	件名	早野聖地公園中ノ谷の杜北側尾根壁面型墓所第3期整備工事
	履行場所	川崎市麻生区早野732
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参加資格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「造園」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年7月21日13時 30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a> 本工事は、総価契約単価合意方式試行実施の対象工事です。【川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領(URL: <a href="http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000052876.html">http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000052876.html</a> )参照】

川崎市公告第368号

意見聴取会の開催について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規定により、次とおおり意見の聴取を行います。

なお、この許可について利害関係のある方は、意見聴取会に出席して意見をのべることができます。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

申請者	日本エア・リキード株式会社 代表取締役 矢原 史郎	
申請場所	川崎市川崎区小島町3番9	
申請建築物の概要	用途	物品販売業を営む店舗
	工事種別	新築
	敷地規模	918.19m <sup>2</sup>
	敷地面積	169.67m <sup>2</sup>
	床面積	169.67m <sup>2</sup>
	構造規模	鉄骨造
	高さ	7.20m
接触する規定	建築基準法第48条第12項(用途地域) 工業専用地域内においては、物品販売業を営む店舗は建築してはならない。	
意見の聴取を行う事項	工業専用地域内において、物品販売業を営む店舗は建築することについて	
開催日時	平成29年7月19日(水)午後7時から	

開催場所	川崎市川崎区殿町三丁目25-13 川崎生命科学・環境研究センター (L I S E (ライズ)) 1回 大会議室
------	--

川崎市公告第369号

道路位置の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第2号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年6月26日

川崎市長 福田紀彦

築造主住所・氏名	川崎市高津区新作4丁目15番8号 有限会社 ティ・エスホーム 代表取締役 下川床 守		
道路位置の地名・地番	川崎市多摩区東生田二丁目4630番11、4630番12、4630番32、4630番42の各一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	7.38メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導第601号		廃止年月日	平成29年6月26日

**川崎市公告第370号**

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成29年 6月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

**1 公募型プロポーザルに付する事項**

- (1) 件名  
総務事務センターの導入に向けた検討支援業務委託
- (2) 履行場所  
川崎市役所
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成30年3月26日(月)まで
- (4) 募集手続  
詳細は提案公募要項によります。

**2 提案公募要項、仕様書、各種様式の配布**

提案公募要項、仕様書、各種様式については、次のホームページからダウンロードしてください。  
<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000088889.html>

※同様のものを川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室でお渡しすることも可能です。必要があればお越しください。

**3 参加意向申出書の提出等**

- (1) 参加意向申出書及び団体に関する確認書  
プロポーザルに参加を希望される方は、参加意向申出書(様式1)及び団体に関する確認書(様式2)を提出してください。  
参加意向申出書(様式1)及び団体に関する確認書(様式2)については、次のホームページからダウンロードしてください。  
<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000088889.html>

ア 提出期間：  
平成29年6月27日(火)から平成29年7月7日(金)まで

イ 提出場所：  
川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室  
住所 〒210-8577  
川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-2060

ウ 提出方法：持参又は郵送

**(2) 参加資格確認結果通知書の交付**

参加意向申出書を提出した事業者には、当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスへ送付いたします。

**4 参加資格を有した事業者の企画提案書等の提出**  
企画提案書等を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間：平成29年7月12日(水)から平成29年7月18日(火)まで
- (2) 提出場所：川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室  
住所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話 044-200-2060
- (3) 提出方法：持参又は郵送

**5 問い合わせ・連絡先**

担当：川崎市総務企画局行政改革マネジメント推進室 坂本・井上  
住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
電話：044-200-2060  
FAX：044-200-0622

**川崎市公告第371号**

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

平成29年6月27日

川崎市長 福 田 紀 彦

	公園の名称	所在地	区域	面積(m <sup>2</sup> )	主な公園施設
1	<small>ひさすえひさぎやと</small> 久末楸谷緑地	高津区久末楸谷691-1 ほか	別図	7,939	修景施設 ほか
2	<small>みずさわ</small> 水沢緑地	宮前区水沢2丁目2692-1 ほか	別図	8,915	修景施設 ほか
3	<small>いくたさむやと</small> 生田寒谷緑地	多摩区生田5丁目1967-19 ほか	別図	14,725	修景施設 ほか
4	<small>ながお</small> 長尾緑地	多摩区长尾6丁目1150-1	別図	3,984	修景施設 ほか
5	<small>くろかわたかのす</small> 黒川鷹ノ巣緑地	麻生区黒川西谷1632-5 ほか	別図	5,484	修景施設 ほか
6	<small>くろかわにしや</small> 黒川西谷緑地	麻生区黒川海道1501 ほか	別図	14,108	修景施設 ほか
7	<small>はやのうめがやと</small> 早野梅ヶ谷緑地	麻生区早野梅ヶ谷975-2 ほか	別図	93,578	修景施設 ほか
8	<small>おうぜんじひがし</small> 王禅寺東緑地	麻生区王禅寺東3丁目833-22 ほか	別図	8,952	修景施設 ほか

※公告日をもって供用開始日とします。

(別図省略)

### 川崎市公告第372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 6月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区下麻生二丁目1185番  
ほか5筆の一部  
1,430平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都世田谷区成城一丁目20番3号  
株式会社 大槻工務店 代表取締役 大槻 惣平
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成28年 9月21日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第87号  
平成29年 4月 6日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第1号（変更）

### 川崎市公告第373号

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
大島いこいの家他19箇所消防用設備等保守点検及び建築設備定期点検業務委託
  - (2) 履行場所  
大島いこいの家他19箇所
  - (3) 完了期限  
平成30年 3月31日（土）限り
  - (4) 業務概要  
詳細は入札説明書によります。
- 2 競争参加資格  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
  - (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
  - (2) 入札期日において平成28・29年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「消火設備保守」に登載されていること。
  - (3) 一級建築士、二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者を有すること。
  - (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先  
〒212-0013  
川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階  
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課  
田中  
電 話 044-200-2638（直通）  
F A X 044-200-3926  
E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間  
平成29年 6月28日（水）から平成29年 7月 7日（金）までの午前 8時30分から正午及び午後 1時から午後 5時15分までとします。
- (3) 提出方法  
持参とします。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会  
上記 3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
  - (1) 日時  
平成29年 7月11日（火）午前 8時30分から正午まで及び午後 1時から午後 5時15分まで
  - (2) 場所  
3(1)に同じ
  - (3) 入札説明書の交付  
入札説明書は 3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>）。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。
  - (4) 入札説明会  
実施しません。
- 5 仕様に関する問合せ
  - (1) 問合せ先  
3(1)に同じ
  - (2) 質問受付期間  
平成29年 6月28日（水）午前 8時30分から平成29年 7月12日（水）午後 5時15分までとします。

- (3) 質問書の様式  
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法  
F A Xによります。  
F A X 044-200-3926
- (5) 回答方法  
平成29年7月14日(金) 全社に文書(F A X)にて送付します。
- (6) その他  
(4)及び(5)について、F A Xによりがたい場合には、電子メールによります。  
電子メールアドレス  
40zaitak@city.kawasaki.jp
- 6 競争入札参加資格の喪失  
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
  - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
  - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
  - (1) 入札方法
    - ア 入札は、大島いこいの家他19箇所消防用設備等保守点検及び建築設備定期点検業務にかかる費用の合計金額で行います。
    - イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
    - ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
  - (2) 入札・開札の日時及び場所
    - ア 入札日時 平成29年7月20日(木) 午前10時
    - イ 入札場所  
〒212-0013  
川崎市幸区堀川町580番地  
ソリッドスクエア西館10階 10C会議室

- (3) 入札書の提出方法  
持参とします。
- (4) 入札保証金  
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法  
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効  
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 8 契約の手続き等  
次により、契約を締結します。
  - (1) 契約保証金  
免除とします。
  - (2) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (3) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 9 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
  - (2) 詳細は、入札説明書によります。
  - (3) 関連情報を入手するための窓口3(1)に同じ
  - (4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第374号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成29年6月28日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	北部身体障害者福祉会館昇降機設備改修工事
	履行場所	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
	履行期限	契約の日から平成30年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。	

参 加 資 格	<p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p> <p>(8) 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績(元請に限る。)を平成14年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年7月26日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	上丸子小学校ほか1校発電機設備設置工事
	履行場所	川崎市中原区上丸子八幡町815番地ほか1校
	履行期限	契約の日から平成29年11月27日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年7月19日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎競輪場入場門棟改築衛生その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番6号
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「管」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年7月28日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎競輪場入場門棟改築電気その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番6号
	履 行 期 限 契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p>

参加資格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年7月28日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件5)

競争入札に付する事項	件 名 高山住宅個別改善第2号工事（21号棟）
	履行場所 川崎市宮前区平2丁目325番1
	履行期限 契約の日から平成30年11月2日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年7月28日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>



(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	日吉合同庁舎外壁改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬1丁目7番17号
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。 ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。 なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年7月26日14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

**川崎市公告第375号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年6月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市麻生区王禅寺西一丁目2485番9  
の一部 ほか13筆の一部  
2,929平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区霞が関1丁目4番1号  
日本土地建物株式会社 代表取締役 平松 哲郎
- 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数:15戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成28年10月19日

川崎市指令 ま建管宅地(イ)第102号

**川崎市公告第376号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年6月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積  
川崎市多摩区南生田一丁目6379番  
の一部 ほか1筆の一部  
1,285平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都新宿区富久町10番19号 堀内ビル4F

- 株式会社 アクロス 代表取締役 黒田 豊
- 3 予定建築物の用途  
一戸建ての住宅  
計画戸数：8戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号  
平成28年11月24日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第131号  
平成29年4月10日  
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第2号（変更）

川崎市公告第377号

道路位置の指定について  
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。  
なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。  
平成29年6月29日  
川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	東京都大田区矢口三丁目3番7号 星野建設株式会社 代表取締役 星野 宗明		
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区井田2丁目1195番1 ほか3筆の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	4.00メートル
	5.00メートル		13.76メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第207号	指 定 年月日	平成29年 6月29日	

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	学校給食用食器
	履 行 場 所	川崎市立小学校、支援学校及び健康給食推進室
	履 行 期 限	平成29年8月31日
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当する資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「日用品雑貨」種目「食器・陶磁器類」に登載されており、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (6) 平成19年4月1日以降に、この購入（製造）物品についての類似の契約実績があること、または、この物品に係るメーカー、販売代理店等の引受照明を受けていること。	

川崎市公告第378号

道路位置の廃止について  
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第2号の規定による道路を次のとおり廃止します。  
なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。  
平成29年6月29日  
川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区堰1丁目30番32号 中嶋 恒子		
道路位置の 地名・地番	川崎市多摩区堰一丁目319番25および26の各一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	25.60メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第602号	廃 止 年月日	平成29年 6月29日	

川崎市公告第379号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成29年6月30日  
川崎市長 福田 紀彦

参加資格	<p>なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。</p> <p>また、川崎市以外の他官公庁、民間企業等との契約実績でも構いません。</p> <p>(7) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2092
入札日時等	平成29年8月9日11時00分（川崎市役所入札室 砂子平沼ビル7階）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## 川崎市公告第380号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	中原区内道路維持（側溝・樹清掃）委託
	履行場所	川崎市中原区役所道路公園センター管内
	履行期限	平成30年1月31日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けている者。</p> <p>(6) バキューム車を保有または調達することが可能な者。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年7月27日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	幸区内道路維持（側溝・樹清掃）委託
	履行場所	川崎市幸区役所道路公園センター管内
	履行期限	平成30年3月16日限り
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p>	

参加資格	(4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「屋外清掃」種目「道路清掃」で登録されている者。 (5) 川崎市もしくは神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けている者。 (6) バキューム車を保有または調達することが可能な者。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成29年7月27日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス<a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a></li> <li>・本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。</li> </ul> <p>特定業務委託契約は、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。</p> <p>詳しくは、契約課ホームページ「入札情報かわさき」の、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」を御確認ください。</p>

## (案件3)

競争入札に付する事項	件 名	平成29年度登戸土地区画整理事業建築物等調査積算業務委託（その17）
	履行場所	川崎市多摩区登戸地区
	履行期限	平成29年12月28日限り
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年7月27日14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市公告第381号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第  
5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成29年6月30日

川崎市長 福田紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年6月19日	特定非営利活動法人 施設運営管理センター	秋山 博	川崎市川崎区南町20番地3	この法人は、市民に対して、高齢化社会や循環型社会に適応する施設の運営管理及び地域の活性化に関する事業を行い、安全・健康で快適な地域社会の推進に寄与することを目的とする。
平成29年6月20日	NPO法人 フォーラム幸	神戸 博	川崎市幸区戸手2丁目2番2号 ハイコーポ幸103	この法人は、障害(児)者の地域生活を支援し、地域における社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成29年6月26日	特定非営利活動法人 キーパーソン21	朝山 敦子	川崎市中原区新丸子東三丁目1110番地12 かわさき市民活動 センターブース番号1	この法人は、子ども達、主として小中学生、高校生世代に対して、様々な職業の社会人との交流の場を作り、彼らが自分の将来について考えるきっかけを持たせ、視野を広げ、社会への旅立ちの自覚と自立心の醸成を促し子ども達の健全な育成に寄与することを目的とする。 あわせて、青年からシニア世代の市民に対して社会参加の支援をすることにより、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。
平成29年6月26日	特定非営利活動法人 かわさきスポーツ ドリーマーズ	齊藤 義晴	川崎市中原区宮内4丁目1番2号	この法人は、市民がライフスタイルに応じた多様なスポーツ・学習活動を生涯にわたって継続的にを行い、健康で活力のある生活ができるようスポーツの振興、健康増進、生涯学習等に関する事業、特に子どもに対しては生涯学習・生涯スポーツの基盤を培う基礎的な知識や技能の習得のための学習支援(教科学習を含む)事業、さらに運動への意欲、体力・技能の向上をめざす事業などを行い、川崎市のスポーツの発展、各市民の豊かなライフスタイルの構築及び豊かな地域社会の実現等に寄与することを目的とする。
平成29年6月27日	特定非営利活動法人 かわさき市民アカデミー	藤嶋 昭	川崎市中原区今井南町28番41号	この法人は、川崎市及びその周辺の市民に対して高い専門性を備えた継続的な学習の場を作り出す事業を行い、健康で生きがいのある、又創造性と個性豊かな地域社会をつくり、その発展・向上に寄与することを目的とする。

## 川崎市公告第382号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、  
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第  
5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。

平成29年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年6月28日	NPO法人チャレンジドサポートプロジェクト	北村 奨	川崎市高津区下作延3丁目20番5号	この法人は、障害のある人とその家族が、地域社会での快適で安全・安心な生活が実現できるようグループホームや余暇活動等を通じて、障害のある人と家族を支援する事業を行うとともに、多くの人々と手をつなぎ、障害の理解をすすめることで、地域福祉の増進に貢献することを目的とする。
平成29年6月28日	特定非営利活動法人 たすけあい多摩	竹内 紀子	川崎市多摩区登戸510番地 アメニティ・ミシマB棟	この法人は、地域近隣住民に対して、地域福祉のための各種サービスの提供に関する事業を行い、保健、医療又は福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成29年6月29日	特定非営利活動法人 かわさき障がい者権利擁護センター	明石 洋子	川崎市川崎区渡田新町2丁目2番20-504号	この法人は、川崎市内の障がい者及びその親等に対して、社会生活において発生する様々な権利侵害を未然に防止し、障がい者等が地域の中で安全安心に暮らすことができるように支援する。並びに、成年後見制度に関する利用についての支援や相談及び福祉的配慮に基づく後見事務を提供する。そのことにより、広く公益に寄与し福祉の向上を図ることを目的とする。

川崎市公告第383号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、  
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次

のとおり公告します。  
平成29年6月30日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成29年6月29日	特定非営利活動法人 ぐらすかわさき	小林 寛志	川崎市中原区新城5丁目2番13号	この法人は、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるために、地域の人々が日々の暮らしの中で気がついた問題を持ち寄り、語り合い、経験や情報を共有する場をつくることを目的とする。また市民が有用な情報を入手し、読み解く力をつけ、自らが問題解決の手法を獲得し、主体的に問題を解決していくことをめざし、その活動を応援する。

公 告 ( 調 達 )

川崎市公告（調達）第266号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成29年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 浮島処理センター新エネルギー等電気相当量（第3、第4四半期）の売却
- (2) 履行場所 川崎市環境局施設部処理計画課：  
川崎市川崎区東田町5番地4
- (3) 引渡期間 契約日から平成29年9月29日まで
- (4) 概 要 平成28年10月1日から平成29年3月31日までに浮島処理センターで発生した

## 新エネルギー等電気相当量の売却

売却量 8,590,000kWh

## 2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他の物品販売」種目「電気供給」に登載するための申請をしていること。
- (4) 電気事業法第27条の27第1項の規定に基づき、発電事業の届出をしていること。又は、小売電気事業の登録の申請等に関する省令(平成27年7月24日経済産業省令第58号)に基づき、小売電気事業の登録申請をしていること。
- (5) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」附則第9条の経過措置規定による「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則」に基づく新エネルギー等電気相当量の増量又は減量の記録を行うための電子口座を保有していること。

## 3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望するものは、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)、(5)を証明出来る書類を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局施設部処理計画課 伊藤、小林  
電話 044-200-2587(直通)
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧期間  
平成29年7月10日(月)から平成29年7月18日(火)  
9時から17時まで(土、日曜日及び祝日並びに12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法  
持参又は郵送。  
ただし、郵送の場合は7月18日(火)17時までに必着とし、不備がないこと。
- (4) 提出書類  
ア 上記2(4)の発電事業者又は小売電気事業者であることを証明可能な書類。登録が完了していない場合は、手続きを進めていることの証明可能な書類  
イ 上記2(5)の電子口座を保有していることを証明

## 可能な書類

## 4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を平成29年7月24日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 平成29年7月24日(月)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

## 5 質問書の受付・回答

## (1) 質問受付日

平成29年7月24日(月)から平成29年7月26日(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

## (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出すること。

## (3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

## (4) 回答方法

平成29年7月31日(月)に文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

## 6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 平成29年8月7日(月)10時30分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎16階  
環境局会議室

(4) 入札書の提出方法 持参又は郵送。

ただし、郵送については、8月4日(金)必着とする。有効札の最高価格が同額の場合は、後日くじ引きを行い、落札者を決定するため、最高価格の入札を行った者は出席す

- ること。
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。入札においては1 kWhあたりの単価を入札書(見積書)に記載すること。
- (7) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書の作成 要
- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規程」から閲覧できます。(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm)

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第267号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称 環境情報システム機器等賃貸借及び保守
- 2 履行期間 平成29年11月1日から平成34年10月31日まで
- 3 契約事務担当部局の名称及び所在地 環境局環境対策部環境管理課(川崎市川崎区東田町5-4)
- 4 契約の相手方を決定した日 平成29年6月21日
- 5 契約の相手方の氏名及び住所 富士通リース株式会社横浜支店  
支店長 中澤 利朗  
横浜市西区高島町一丁目1番2号

- 横浜三井ビルディング23階
- 6 契約金額 34,084,800円
- 7 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 8 入札の公告を行った日 平成29年5月10日

川崎市公告(調達)第268号

一般競争入札について次のとおり公告します。  
平成29年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成29年度緊急地震速報館内放送設備連動改修事前調査業務委託
- (2) 履行場所 中原区井田3-16-1ほか 計52箇所
- (3) 履行期間 契約日から平成29年9月30日まで
- (4) 業務概要

本市の公共施設等において、施設利用者や職員へ、緊急地震速報を初めとする防災情報を迅速に提供する機能を実現するため、デジタル方式の同報系防災行政無線戸別受信機と館内放送設備を接続するために必要となる、事前調査と報告書の作成を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備や放送設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先 〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁



舎7階

総務企画局危機管理室 情報担当

電 話 044-200-2857 (直通)、

F A X 044-200-3972、

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年7月10日(月)から7月18日(火)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年7月19日(水)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成29年7月21日(金)午後1時から午後5時まで  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

(2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

(2) 質問受付期間

平成29年7月10日(月)から7月21日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年7月24日(月)の午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール、F A X又は郵送によります。

(電子メール又はF A Xで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

平成29年7月26日(水)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はF A Xにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年7月28日(金)午前10時00分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4  
川崎市役所第3庁舎7階  
災害対策本部事務局室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第269号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

平成29年度戸別受信機更新事前調査業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

市役所第3庁舎ほか 200箇所

(3) 履行期間

契約日から平成29年10月31日まで

(4) 業務概要

本市の公共施設や住民組織代表者宅等に設置しているアナログ方式同報系防災行政無線戸別受信機(以下、「アナログ戸別受信機」という。)を、デジ

タル方式同報系防災行政無線戸別受信機(以下、「デジタル戸別受信機」という。)に更新するため、必要な事前調査と報告書の作成を実施します。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成29・30年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 過去2年間で2件以上、国または地方公共団体において、無線設備や放送設備に関する類似の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行していること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を持参により提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎7階

総務企画局危機管理室 情報担当

電話 044-200-2857(直通)、

FAX 044-200-3972、

E-mail 17kiki@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年7月10日(月)から7月18日(火)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年7月19日(水)の午前8時30分から正午までとします。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の場所において、「3(2)配布・提出期間」の期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

## 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

## (1) 日時

平成29年7月21日(金)午後1時から午後5時まで  
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

## (2) 場所

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

## 6 仕様に関する問い合わせ

## (1) 問い合わせ先

「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。

## (2) 質問受付期間

平成29年7月10日(月)から7月21日(金)までの午前8時30分から午後5時まで及び平成29年7月24日(月)午前8時30分から正午までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

## (3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

## (4) 質問受付方法

持参、電子メール、FAX又は郵送によります。  
(電子メール又はFAXで送付した場合は、送付した旨を「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。)

ア 電子メール 17kiki@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3972

ウ 郵送 「3(1)配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ。ただし、「6(2)質問受付期間」の期間内に必着のこと。

## (5) 回答方法

平成29年7月26日(水)午後5時まで、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

## 7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

## 8 入札の手続等

## (1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の8%)を加算した金額をもって契約金額とします。

## (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年7月28日(金)  
午前10時30分

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4 川崎市役所第3庁舎7階  
災害対策本部事務局室

## (3) 入札書の提出方法

持参とします。

## (4) 入札保証金

免除とします。

## (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

## (6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

## 9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

## 10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・

提出場所及び問い合わせ先」と同じです。

- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>) において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第270号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

葬祭場運営管理システム(仮称)かわさき北部斎苑増築棟に係る機器等の賃貸借及び保守

(2) 納入場所及び履行場所

川崎市高津区下作延6丁目18番1号 かわさき北部斎苑

(3) 履行期間

平成30年3月1日から平成35年2月28日まで

(4) 調達概要

ア 調達物品

「入札説明書」によります。

イ 数量

「入札説明書」によります。

2 一般競争参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

- (2) 平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されていること。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁(日本国内)において類似(葬祭場の運営に関するもの以外は不可)の契約実績があること。

- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。

- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加の申込をしなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館12階

川崎市健康福祉局保健所生活衛生課 担当 北村  
電 話 044-200-0457

F A X 044-200-3927

E-mail 40seiei@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年7月10日(月)から平成29年7月21日(金)までの下記の時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

ただし、土曜日、日曜日、休日を除く

(3) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の閲覧及び交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、入札説明書を上記3(1)の場所で、上記3(2)の期間に無償で交付します。

また、入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します。

なお、交付した入札説明書については、後日回収しますので、交付と引き換えに身分及び連絡先のわかるもの(名刺等)を提出してください。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

平成29年7月28日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき

- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類に虚偽の記載をしたとき

7 仕様に関する問合せ

- (1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

- (2) 問い合わせ期間

平成29年7月10日(月)から平成29年7月25日(火)まで

毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後

4時まで

ただし、土曜日、日曜日、休日を除く

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)のFAX番号又は電子メールアドレスあて送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当あて連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、平成29年8月3日(木)までに、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

8 入札の手続き等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

平成29年8月10日(木) 午前10時

(イ) 入札場所

川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館12階 12D会議室

イ 入札金額

リース総額(税抜)を入札金額とします。

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

上記8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

上記8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の契約関係規定において閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記3(1)と同じです。

(5) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第271号

入札公告

調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

ファクシミリ装置の賃貸借及び保守に関する契約

(2) 履行場所

戸籍住民サービス課他 全21箇所

(3) 履行期間

平成29年9月1日から平成34年8月31日まで

(4) 調達概要

入札説明書によります。

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務機器」に記載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

(3) 本市又は他官公庁においてこの調達物品と類似の

契約実績があること。

(4) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

郵便番号210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課鈴木担当

電話 044-200-2111 (代表)

044-200-2259 (直通)

(2) 配布・提出期間は、平成29年7月10日(月)から平成29年7月14日(金)までとします(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。(土曜日・日曜日及び祝日は除く。)

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 3(1)に同じ

(2) 日時 平成29年7月18日(火)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) その他 競争参加資格が有ると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成29年7月10日(月)から平成29年7月14日(金)まで縦覧に供します(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 仕様に関する問い合わせ先

(1) 3(1)に同じ

(2) 質問受付期間は、平成29年7月18日(火)から平成29年7月19日(水)までとします(午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。また、質問については、入札説明書に添付の「質問書」にてお願いします。(FAX又は電子メールにてお願いいたします。また、担当者あて電話にてその旨御

連絡下さい。)

なお、回答については、平成29年7月20日(木)、全社に文書(FAX又は電子メール)にて送付しません。

ア FAX番号 044-200-3912

イ 電子メール 25koseki@city.kawasaki.jp

6 競争入札参加資格喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参とします。

(ア) 入札書の提出日時

平成29年7月24日(月)10時

(イ) 入札書の提出場所

郵便番号210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル9階

川崎市市民文化局小会議室

(川崎市川崎区駅前本町11番地2)

(2) 入札保証金

入札金額の100分の2以上とします。ただし、川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。

(3) 開札の日時 7(1)(ア)に同じ

(4) 開札の場所 7(1)(イ)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成要否 要

(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得は、3(1)の場所において閲覧できます。

(5) 議決の要否 否

9 その他

- (1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

**川崎市公告（調達）第272号**

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 7月10日

川崎市長 福田 紀彦

**1 競争入札に付する事項**

(1) 件名

川崎市福祉事業（生活保護）の帳票印刷・封入封緘外部委託

(2) 履行場所

健康福祉局総務部企画課等

(3) 履行期限

平成32年 9月30日

(4) 業務概要

川崎市福祉事業（生活保護）の帳票印刷及び封入封緘業務

詳細は「入札説明書」によります。

**2 競争参加資格**

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」で種目「その他」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 平成26・27・28年度に官公庁において帳票印刷・封入封緘業務に関する契約実績（消費税及び地方消費税込で1件100万円以上）があること。

**3 仕様書等の閲覧**

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク 8階

川崎市健康福祉局総務部企画課 担当：吉田

電話 044-200-3916（直通）

イ 閲覧期間

平成29年 7月10日（月）から平成29年 7月18日（火）までの午前 9時00分から正午まで及び午後 1時から午後 5時15分までとします。（土日祝日

除く。）

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所

川崎市ホームページの「事業者就労支援情報」→「入札・契約」→「その他の入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/74-13-0-0-0-0-0-0-0.html>) から閲覧できます。

イ 閲覧期間

平成29年 7月10日（月）から平成29年 7月18日（火）まで

**4 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先**

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び類似の契約実績を証する書面を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク 8階

川崎市健康福祉局総務部企画課 担当：吉田

電話 044-200-3916（直通）

電子メール 40kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

平成29年 7月10日（月）から平成29年 7月18日（火）までの午前 9時00分から正午まで及び午後 1時から午後 5時15分までとします。（土日祝日除く。）

(3) 提出方法

持参とします。

**5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付**

上記 4により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出して資格が確認された者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等を交付します。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

平成29年 7月21日（金）の午前10時から正午まで及び午後 1時から午後 4時まで

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書、入札説明書等を送付します。

(3) 入札説明会

実施しません。

**6 仕様に関する問い合わせ先**

(1) 質問受付場所

3(1)アに同じ

(2) 質問受付期間

平成29年 7月21日（金）から平成29年 7月26日

(水) までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40kikaku@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

平成29年7月31日(月)までに本社へ文書(電子メール)で送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、入札単価にこちらが提示した想定枚数をかけた金額の総額で行います。

イ 入札は所定の入札書及び内訳書をもって行います(入札書と内訳書には割印をすること)。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にこの金額の8%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 平成29年8月8日(火)午前11時00分

イ 入札場所 3(1)アに同じ

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行なうことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)アの場合及び「入札情報かわさき」の「契約関係規程」で閲覧することができます。

(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)

10 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 関連情報入手するための窓口 3(1)アに同じ

(4) 4の一般競争入札参加資格確認申請書及び6(3)の質問書の様式は、「川崎市ホームページの「事業者就労支援情報」→「入札・契約」→「その他の入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/74-13-0-0-0-0-0-0-0-0.html>) からダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第273号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年7月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称及び数量

中学校給食用配膳台(中部・北部学校給食センター対象校用)配膳台 433台

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

平成29年6月21日

4 落札者の氏名及び住所

新日本厨機 株式会社 横浜支店

支店長 宍戸 一昭

横浜市都筑区中川中央1-28-21 リブウエル2F

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

31,609,000円

6 契約の相手方を決定した手続



一般競争入札

7 入札の公告を行った日  
平成29年 5月10日

**税 公 告**

**川崎市税公告第116号**

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月16日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第117号**

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第118号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第119号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第

226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月27日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第120号**

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月27日

川崎市長 福田 紀彦

**川崎市税公告第121号**

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月27日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

**川崎市税公告第122号**

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月29日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

年度	税目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第3期分	平成29年7月11日	計1件

平成28年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	第4期分	平成29年7月11日	計5件
平成28年度	市民税・ 県民税 (普通徴収)	2月随時分	平成29年7月11日	計1件
平成29年度 (平成28年度課税分)	市民税・ 県民税 (普通徴収)	4月随時分	平成29年7月11日	計2件
平成29年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家 屋)	第1期分	平成29年7月11日	計1件

### 上下水道局告示

#### 川崎市上下水道局告示第24号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成29年6月23日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 指定有効期間

平成29年7月1日から

平成34年4月30日まで

2 指定工事店

指定番号 1027

商号又は名称 株式会社 Polyvalent 台町事業所

営業所所在地 川崎市川崎区台町1-6

代表者氏名 金子 賢次

指定番号 1028

商号又は名称 株式会社和社工業

営業所所在地 川崎市幸区小向仲野町4番14号

代表者氏名 脇田 基

指定番号 1029

商号又は名称 株式会社アシスト

営業所所在地 横浜市神奈川区反町1-5-12-3G

代表者氏名 高橋 俊一

指定番号 1030

商号又は名称 八起管工株式会社

営業所所在地 横浜市瀬谷区阿久和南一丁目24番19号

代表者氏名 臼井 太郎

指定番号 1031

商号又は名称 河合土木株式会社

営業所所在地 川崎市宮前区野川2908番地4

代表者氏名 河合 徳治

#### 川崎市上下水道局告示第25号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成29年6月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 指定番号 第1558号

氏名又は名称 株式会社トミセイ

住 所 横浜市磯子区丸山二丁目10番1-202号

代表者氏名 鎌石 達雄

指定年月日 平成29年6月22日

2 指定番号 第1559号

氏名又は名称 酒井住設

住 所 神奈川県綾瀬市落合南4丁目1番61号

代表者氏名 酒井 兼二

指定年月日 平成29年6月22日

3 指定番号 第1560号

氏名又は名称 株式会社匠龍工業

住 所 神奈川県藤沢市用田208番地の2

代表者氏名 岡崎 祐樹

指定年月日 平成29年6月22日

4 指定番号 第1561号

氏名又は名称 株式会社エイチツーオーケアーズ

住 所 東京都墨田区立花五丁目45番6号

代表者氏名 大内 隆広

指定年月日 平成29年6月22日

5 指定番号 第1562号

氏名又は名称 菅生建設株式会社

住 所 川崎市宮前区初山二丁目9番12号

代表者氏名 小野塚 祐司

指定年月日 平成29年6月22日

**川崎市上下水道局告示第26号**

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者  
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届け出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成29年6月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

- 1 指定番号 第802号  
氏名又は名称 (新) 株式会社サカエテック  
(旧) 有限会社サカエ熱器  
住 所 横浜市磯子区栗木二丁目31番12号  
代表者氏名 (新) 小野 和彦  
(旧) 小野 雅之  
変更年月日 平成29年4月3日
- 2 指定番号 第251号  
氏名又は名称 株式会社キャプティ  
住 所 東京都品川区東五反田五丁目22番27号  
代表者氏名 (新) 菊山 嘉晴  
(旧) 青沼 光一  
変更年月日 平成29年4月1日

- 3 指定番号 第1411号  
氏名又は名称 (新) ノーリツリビングテクノ株式会社  
(旧) 株式会社エス・ビー・シー  
住 所 (新) 東京都杉並区高円寺北二丁目20番8号  
(旧) 埼玉県川口市本町二丁目2番15クレール川口104号  
代表者氏名 (新) 常深 忠雄  
(旧) 福井 隆一  
変更年月日 平成29年4月1日
- 4 指定番号 第978号  
氏名又は名称 (新) 株式会社佐原設備  
(旧) 有限会社佐原設備  
住 所 川崎市幸区古市場1801番地  
代表者氏名 佐藤 輝浩  
変更年月日 平成20年6月20日

**上下水道局公告**

**川崎市上下水道局公告第48号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

競争入札に付する事項	件 名	レーザプリンタ等81台賃貸借一式
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-9-3第2庁舎3階 川崎市上下水道局情報管理課他
	履行期限	平成29年9月1日から平成34年8月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に記載されていること。かつ、ランク「A」又は「B」の等級に格付けされていること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2091	
入札日時等	平成29年7月19日 午前10時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市上下水道局公告第49号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年 6月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	光ネットワーク整備実施設計委託その2
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1ほか
	履行期限	契約の日から平成30年3月30日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成14年4月1日以降に下水道管路内における光ファイバーケーブル敷設及び1m<sup>3</sup>/秒以上のポンプ設備の新設、増設または更新に伴う実施設計業務の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者をすべて配置できること。</p> <p>ア 総合技術監理部門技術士(下水道)の資格を有する者</p> <p>イ 業務責任者(総合技術監理部門技術士(下水道)、上下水道部門技術士(下水道)又は下水道法に規定された資格を有する者)及び照査技術者</p> <p>なお、アの技術士との兼務は可としますが、業務責任者と照査技術者との兼務はできません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年7月18日 午前2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度 川崎区ほか既設管実態調査委託第1号
	履行場所	川崎市川崎区、中原区地内ほか
	履行期限	契約の日から120日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、種目「下水管きょテレビカメラ調査」に登載されていること。</p> <p>(4) 平成24年度以降に契約した既設管実態調査委託の実績をTECRIS等により確認できること。ただし、当該実績を有していない場合には、管径250～700mmの下水道本管内を調査可能な機器を自社で所有し、「下水道管路管理総合技士」、「下水道管路管理主任技士」、「下水道管路管理専門技士(調査)」のいずれかの資格を有する者を配置できること。</p> <p>(5) 次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 産業洗浄技能士(高圧洗浄作業)及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者を配置できること</p> <p>イ 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。)を受けている者</p> <p>ウ バキューム車を保有または調達することが可能であること</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年7月11日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## 川崎市上下水道局公告第50号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月20日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎水処理センター改築機械その17工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-17-1
	履 行 期 限	契約の日から平成31年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 監理技術者資格者証(業種「機械器具設置」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、本工事のみの専任配置を求めません。</p> <p>契約後は建設業法に抵触しない範囲で、工事担当局と協議の上、技術者を変更することができます。</p> <p>(8) 下水道施設において、充填塔式生物脱臭設備の製作・据付工事の元請としての完工実績を平成14年4月1日以降に有すること(修理及び整備工事は除く。)</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年7月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市上下水道局公告第51号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度等々力水処理センター場内造園整備業務委託
	履行場所	川崎市中原区宮内3-22-1
	履行期限	契約の日から平成30年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (5) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」、種目「除草、せんてい等樹木管理」に記載されている者。 (6) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年7月20日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## 川崎市上下水道局公告第52号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	長沢浄水場 酸注入設備設置工事
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1（長沢浄水場内）
	履行期限	契約の日から平成30年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されている者。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 (8) 浄水施設における薬品注入設備の新設、又は更新工事における製作・据付工事の元請としての施工実績を平成14年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成29年7月24日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件2)

競争入札に付する事項	件 名	川中島1丁目100mm・75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：川崎区川中島1-18-2先 至：川崎区大師町2-2先 ほか6件
	履 行 期 限	契約の日から220日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年7月24日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	工水3号配水本管1500mm・700mm仕切弁取替工事
	履 行 場 所	川崎区中島2-3-5先 ほか1件
	履 行 期 限	契約の日から190日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年7月24日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	田町地区下水枝線第102号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区田町2丁目地内
	履 行 期 限	契約の日から平成30年3月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	



参加資格	(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年7月24日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>

## (案件5)

競争入札に付する事項	件名	細山配水塔 千代ヶ丘送水ポンプ3号修理工事
	履行場所	川崎市麻生区細山6-3-11(細山配水塔内)
	履行期限	契約の日から平成30年2月28日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年7月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス <a href="http://keiyaku.city.kawasaki.jp">http://keiyaku.city.kawasaki.jp</a>	

交 通 局 告 示

川崎市交通局告示第6号

公金徴収業務の委託について

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成29年6月30日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 平野 誠

- 1 受託者の所在地及び名称  
所在地 東京都調布市仙川町二丁目19番地5  
名称 小田急バス株式会社  
代表者 取締役社長 抱山 洋之
- 2 委託する業務の種類  
小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収
- 3 委託期間  
平成29年7月1日から平成30年3月31日まで
- 4 履行場所  
小田急バス新百合ヶ丘案内所  
(麻生区上麻生1-20-1)

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第56号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月16日

川崎市交通事業管理者  
交通局長 平野 誠

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 件名  
GSUマグネチックバルブ購入
  - (2) 履行場所  
塩浜営業所整備係、鷺ヶ峰営業所整備係
  - (3) 履行期限  
平成29年8月31日まで
  - (4) 調達案件の特質等  
仕様書のとおり
- 2 一般競争入札参加資格  
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。
  - (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4

- 号) 第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 平成29・30年度川崎市【製造の請負・物件の供給等】有資格業者名簿に、業種「自動車」、種目「自動車用品」で登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続  
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。
  - (1) 提出場所及び問い合わせ先  
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9  
川崎御幸ビル9階  
企画管理部経理課 契約担当 森  
電話 044-200-3228
  - (2) 提出期間  
平成29年6月16日から平成29年6月23日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)
  - (3) 提出方法  
持参
- 4 入札説明書の入手方法  
市バスホームページ内「入札情報」からダウンロードしてください。  
※3により所定の書類を提出した者には、3(2)の期間中、無料で交付します。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知  
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を平成29年6月28日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先  
自動車部運輸課 車両係 桜庭  
電話 044-200-3241
- 7 一般競争入札参加資格の喪失  
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
  - (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
  - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
  - (1) 入札方法  
品目ごとに単価と数量を乗じた総価で行います。なお、契約金額は、入札書の合計金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額です。

- (2) 入札・開札の日時及び場所  
 ア 日時 平成29年7月5日 午前11時00分  
 イ 場所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階  
 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
- (3) 入札書の提出方法  
 持参
- (4) 入札保証金  
 免除
- (5) 落札者の決定方法  
 川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効  
 川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
- 9 契約の手続等  
 次により、契約を締結します。
- (1) 契約保証金  
 契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。
- (2) 契約書作成の要否  
 必要
- 10 その他
- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(1)に同じです。

## 交 通 局 公 告 ( 調 達 )

### 川崎市交通局公告(調達)第9号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年7月10日

川崎市交通事業管理者  
 交通局長 平 野 誠

#### 1 調達の名称

- (1) 軽油A(7～9月分) 予定数量 298キロリットル

- (2) 軽油B(7～9月分) 予定数量 450キロリットル  
 (3) 軽油C(7～9月分) 予定数量 196キロリットル  
 (4) 軽油D(7～9月分) 予定数量 524キロリットル
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地  
 交通局企画管理部経理課  
 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9(川崎御幸ビル9階)
- 3 契約の相手方を決定した日  
 平成29年6月21日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 軽油A  
 キグナス興産 株式会社  
 代表取締役 浜地 祐輔  
 東京都中央区八重洲2丁目8番1号  
 日東紡ビル6階
- (2) 軽油B  
 キグナス興産 株式会社  
 代表取締役 浜地 祐輔  
 東京都中央区八重洲2丁目8番1号  
 日東紡ビル6階
- (3) 軽油C  
 中日本商事 株式会社  
 代表取締役 中川 秀信  
 名古屋市港区潮見町37番地の23
- (4) 軽油D  
 中日本商事 株式会社  
 代表取締役 中川 秀信  
 名古屋市港区潮見町37番地の23
- 5 落札金額
- (1) 軽油A 77,800円(1キロリットル当たり)  
 (2) 軽油B 77,700円(1キロリットル当たり)  
 (3) 軽油C 77,890円(1キロリットル当たり)  
 (4) 軽油D 77,790円(1キロリットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
 平成29年4月25日

## 病 院 局 公 告

### 川崎市病院局公告第22号

次の物件について、選定による貸付けを実施します。

平成29年6月21日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

#### 1 選定物件(一時貸付物件)

選定に付す一時貸付物件は、下記のとおりです。

物件番号	区分	設置場所	台数	設置スペース	特殊条件
①	1	屋内 4階 自動販売機コーナー	1台	W700×D750×H1900以内	牛乳等の乳飲料を含む
	2	屋内 2階 自動販売機コーナー	1台	W700×D700×H1900以内	牛乳等の乳飲料を含む
	3	屋内 かわさき総合ケアセンター B棟2階	1台	W700×D650×H1900以内	牛乳等の乳飲料を含む

## 2 貸付期間

平成29年8月1日から平成34年6月30日まで（4年11か月間）

## 3 選定参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、選定に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市病院局契約規程（平成17年川崎市病院局規程第39号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 飲料等の自動販売機及び飲料容器等の回収容器等（以下「自動販売機等」という。）を設置して運営する事業（以下「自動販売機設置事業」という。）を行う能力等を有すること。
- (6) 平成27年度及び平成28年度において、医療法第1条の5に規定する病院に自動販売機を設置・運営した実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結していないこと。

## 4 契約上の主な条件等

### (1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法施行令第26条の規定に基づく建物の賃貸借契約です。

### (2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

### (3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

- ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。
- イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。
- ウ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- エ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。
- オ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

### (4) 自動販売機等の設置等

自動販売機等は、「川崎市立井田病院における飲料自動販売機設置事業者 募集要項」（以下、「募集要項」という。）に定められた条件に従うほか、次の事項を遵守して設置、運営しなければなりません。

- ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。
- イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。
- ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理及び患者様に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。
- エ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を設置し、回収は貸付人の指示により借受人が行い、適正に処分すること。

### (5) 販売品

- ア 販売品は、募集要項に定められたものとするこ

と(財産管理者が認めた場合を除く。)

なお、酒税法第2条(昭和28年法律第6号)による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。

(6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎月1回、一時貸付物件に設置した自動販売機の売上実績(売上数量、売上金額)を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、業務上必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があると認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができます。

5 募集要項等の配布

本件選定に参加を希望する者には、次により募集要項等を配布します。

また、希望があれば現地調査も可とします。

- (1) 配布場所 川崎市中原区井田2-27-1  
川崎市立井田病院事務局庶務課  
電話 044-766-2188(代表)
- (2) 配布期間 平成29年6月21日(水)から平成29年6月30日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)、受付時間は、9:00～12:00、13:00～17:00とします。

(3) 現地調査の日時 現地調査を希望する者と調整した上で、上記の期間のうち川崎市立井田病院事務局庶務課が指定する日時とします。

6 選定参加申込みに必要な書類

選定参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

なお、今年度実施した川崎市立井田病院の飲料自動販売機設置事業者の選定に参加した法人はウからク、個人はウからケの書類について、内容に変更がない場合に限り提出不要とします。

(1) 申込者が法人の場合

ア 選定参加申込書(第1号様式)

イ 提案書(第2号様式)

注…提案書のみ必ず封筒に封入・封緘し、封筒の表に「提案書」と記入して下さい。

ウ 自動販売機設置運営事業申告書(第3号様式)  
※平成27年度及び平成28年度において、医療法第1条の5に規定する病院に自動販売機を設置・運営した実績を記載した申告書

エ 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

オ 代表者の印鑑証明書

カ 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び

「消費税及び地方消費税」のみ納税額のない証明用)

キ 川崎市税の納税証明書(川崎市内に本社又は事業所がある法人の場合)

A 川崎市法人市民税

※申込み時点において終了している事業年度のうち直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

B 固定資産税(償却資産を含む。)

※直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

ク 川崎市病院局会計規程第94条の2第1項に規定する神奈川県警察本部長への確認のために必要な情報(第4号様式)

(2) 申込者が個人の場合

ア 選定参加申込書(第1号様式)

イ 提案書(第2号様式)

注…提案書のみ必ず封筒に封入・封緘し、封筒の表に「提案書」と記入して下さい。

ウ 自動販売機設置運営事業申告書(第3号様式)  
※平成27年度及び平成28年度において、医療法第1条の5に規定する病院に自動販売機を設置・運営した実績を記載した申告書

エ 印鑑登録証明書

オ 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)

カ 川崎市税の納税証明書(川崎市民の方のみ)

A 川崎市市民税

※直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

B 固定資産税(償却資産を含む。)

※直近2年度分の納税証明書をそれぞれ1部ずつ提出すること(未納がないこと。)

キ 身分証明書

※破産者等でないことの証明書(本籍地の市区町村長発行)を提出すること。

ク 登記されていないことの証明書

※成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことの証明書を提出すること。

問い合わせ先 東京法務局後見登録課

電話03-5213-1360

横浜地方法務局戸籍課

電話045-641-7461(代表)

ケ 川崎市病院局会計規程第94条の2第1項に規定する神奈川県警察本部長への確認のために必要な情報(第4号様式)

7 選定参加申込書及び提案書等の提出

本件選定に参加を希望する者は、上記6に記載された書類を次により提出しなければなりません。

- (1) 提出場所 上記5(1)に同じ
- (2) 提出期間 上記5(2)に同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送とします。

8 物件に関する問合せの方法について  
物件に関する問合せは、質問書により受け付けます。詳細は、募集要項をご覧ください。

9 選定の手続等

次により選定を行います。

(1) 選定の方法

選定は、井田病院行政財産貸付等にかかる審査会(以下、「審査会という。」)において行います。

選定方法は、提案書の貸付料率が1番高い者を設置事業者候補とし、本募集要領の必要条件を満たしているか否かの最終的な資格審査をした上で設置事業者を決定します。

資格審査の結果、当該設置事業者候補に資格が無いと認めるときは、順次、貸付料率が高いものについて同様の審査を行い設置事業者候補が複数となった場合には、審査会委員によるくじ引きで設置事業者候補を決定します。

選定結果は、平成29年7月5日(水)までに、選定参加申込書を提出した者全員に電子メール等で通知します。

(2) その他

自動販売機に係る毎月の売上の総合計額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)に、借受人が選定申込書兼提案書により提示した貸付料率を乗じた額を、貸付料月額(以下、「貸付料」という。)とします。

※毎月の売上の総合計額を報告するにあたっては、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付してください。

10 契約の手続等

- (1) 契約書等作成の要否 要
- (2) 契約保証金 なし
- (3) 契約の締結 本件契約を締結しない場合、選定は無効となります。
- (4) 貸付料の支払い 募集要項に記載してあります。

11 その他

- (1) 事情により予告なく選定内容を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 詳細は募集要項によります。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

〒211-0035

川崎市中原区井田2-27-1

井田病院事務局庶務課

電話 044-766-2188

FAX 044-788-0231

電子メールアドレス 83idasyo@city.kawasaki.jp

(4) 選定に関する詳細情報掲載URL

<http://www.city.kawasaki.jp/83byoin/ida/index.html>

川崎市病院局公告第23号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年6月26日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。(http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「平成29・30年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資

格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札は、別紙の案件ごとに定める日時において、次の場所で執行します。

病院局会議室(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階)

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権

限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する超音波診断装置(産婦人科)の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年6月26日から平成29年7月3日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年7月11日 午前10時00分	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する温冷配膳車の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種 「厨房機器」 種目 「給食設備」
競争参加の申込	平成29年6月26日から平成29年7月3日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年7月11日 午前10時00分	

## (案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する多人数用透析液供給装置の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年6月26日から平成29年7月3日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年7月11日 午前10時00分	

## (案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用するベッドサイドモニタの調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年6月26日から平成29年7月3日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年7月11日 午前10時00分	

## (案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する医用テレメータシステム (13階南病棟用) の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年6月26日から平成29年7月3日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年7月11日 午前10時00分	

## (案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎病院で使用する医用テレメータシステム (リハビリテーション科) の調達
	履行場所	川崎市立川崎病院
	契約期間	契約締結日から平成30年3月31日まで
競争参加資格	名簿の 登録	業種 「医療機器」 種目 「医療機器」
競争参加の申込	平成29年6月26日から平成29年7月3日まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
入札及び開札	平成29年7月11日 午前10時00分	



## 川崎市病院局公告第24号

公募公告

喫茶店運営事業者の公募について次のとおり公告しま

す。

平成29年 6月28日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

(案件)

公募する事項	件 名	川崎市立井田病院の喫茶店運営事業者の選定
	履行場所	川崎市中原区井田 2-27-1 川崎市立井田病院
	履行方法	定期建物賃貸借契約 (地方自治法第238条の4第2項第4号、地方公営企業法施行令第26条の5)
	履行期間	平成29年10月1日から平成34年9月30日まで(5年間)
公 募 参 加 資 格		<p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(4) 国税又は市税の未納がないこと。</p> <p>(5) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。</p> <p>(6) 事故の場合、喫茶店運営事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力を有していること。</p> <p>(7) 医療法第1条の5に規定する病院で、かつ許可病床数が300床以上で、平成24年度から平成28年度までの5年間のなかで、喫茶店の営業実績を2年間以上有していること。</p> <p>(8) 川崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。</p> <p>(9) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。</p> <p>(10) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結していないこと。</p>
公募参加申込書の受付		平成29年6月28日(水)から平成29年7月7日(金)まで受け付けます。 (公募参加申込書、公募要項及び仕様書等は、上記期間中、川崎市立井田病院ホームページからダウンロードしてください。)
設置事業者の決定		平成29年8月10日(木)までに決定します。
公募内容を示す場所等		川崎市立井田病院事務局庶務課庶務係 (〒211-0035 川崎市中原区井田 2-27-1) 電話番号 044-766-2188(代表) <a href="http://www.city.kawasaki.jp/33/cmsfiles/contents/0000037/37855/ida/">http://www.city.kawasaki.jp/33/cmsfiles/contents/0000037/37855/ida/</a>

## 川崎市病院局公告第25号

公募公告

売店等運営事業者の公募について次のとおり公告しま  
す。

平成29年 6月28日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

(案件)

公募する事項	件 名	川崎市立井田病院の売店等運営事業者の選定
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院
	履行方法	行政財産使用許可 (地方自治法第238条の4第7項、川崎市病院局会計規程第91条)
	履行期間	平成29年11月1日から平成30年3月31日まで。 ただし、当該許可期間満了前の審査により特に問題が無く継続的な許可を与えることができる認められるときは、当初許可の日から5年を超えない範囲で更新を妨げないものとします。
公 募 参 加 資 格	(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により入札参加の制限を受けていないこと。 (2) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間に該当しないこと。 (3) 川崎市病院局会計規程第94条の2第2項及び第3項の規定に該当しないこと。 (4) 最近2年間において、国税又は川崎市税の未納がないこと。 (5) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。 (6) 事故の場合、売店等運営事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力を有していること。 (7) 医療法第1条の5に規定する病院で、かつ許可病床数が300床以上で、平成24年度から平成28年度までに、売店の営業実績を2年間以上有していること。 (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。	
公募参加申込書の受付	平成29年6月28日(水)から平成29年7月7日(金)まで受け付けます。 (公募参加申込書、公募要項及び仕様書等は、上記期間中、川崎市立井田病院ホームページからダウンロードしてください。)	
設置事業者の決定	平成29年8月10日(木)までに決定します。	
公募内容を示す場所等	川崎市立井田病院事務局庶務課庶務係 (〒211-0035 川崎市中原区井田2-27-1) 電話番号 044-766-2188(代表) <a href="http://www.city.kawasaki.jp/33/cmsfiles/contents/0000037/37855/ida/">http://www.city.kawasaki.jp/33/cmsfiles/contents/0000037/37855/ida/</a>	

川崎市病院局公告第26号

公募公告

レストラン運営事業者の公募について次のとおり公告

します。

平成29年6月28日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

(案件)

公募する事項	件 名	川崎市立井田病院のレストラン運営事業者の選定
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 川崎市立井田病院
	履行方法	行政財産使用許可 (地方自治法第238条の4第7項、川崎市病院局会計規程第91条)

公募する事項	履行期間	平成29年11月1日から平成30年3月31日まで。 ただし、当該許可期間満了前の審査により特に問題が無く継続的な許可を与えることができると思われるときは、当初許可の日から5年を超えない範囲で更新を妨げないものとします。
公 募 参 加 資 格		(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により入札参加の制限を受けていないこと。 (2) 川崎市病院局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間に該当しないこと。 (3) 川崎市病院局会計規程第94条の2第2項及び第3項の規定に該当しないこと。 (4) 最近2年間において、国税又は川崎市税の未納がないこと。 (5) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力、能力等を有していること。 (6) 事故の場合、レストラン運営事業者の責任において即刻対応ができ、かつ相応の補償能力を有していること。 (7) 医療法第1条の5に規定する病院で、かつ許可病床数が300床以上で、平成24年度から平成28年度までの5年間のなかで、レストランの営業実績を2年間以上有していること。 (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
公募参加申込書の受付		平成29年6月28日(水)から平成29年7月7日(金)まで受け付けます。 (公募参加申込書、公募要項及び仕様書等は、上記期間中、川崎市立井田病院ホームページからダウンロードしてください。)
設置事業者の決定		平成29年8月10日(木)までに決定します。
公募内容を示す場所等		川崎市立井田病院事務局庶務課庶務係 (〒211-0035 川崎市中原区井田2-27-1) 電話番号 044-766-2188(代表) <a href="http://www.city.kawasaki.jp/33/cmsfiles/contents/0000037/37855/ida/">http://www.city.kawasaki.jp/33/cmsfiles/contents/0000037/37855/ida/</a>

**病 院 局 公 告 ( 調 達 )**

**川崎市病院局公告(調達)第8号**

落札者等の公示

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年7月10日

川崎市病院事業管理者 堀内 行雄

1 調達の名称

川崎市立川崎病院で使用する電気の調達

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

- 川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成29年6月9日
  - 4 契約の相手方の氏名及び住所  
東京電力エナジーパートナー株式会社  
E&G事業本部 南関東本部  
南関東本部長 佐藤 茂雄  
横浜市中区弁天通1丁目1番地
  - 5 契約金額  
148,959,952円(消費税額及び地方消費税額を含む。)
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 入札の公告(公示)を行った日  
平成29年5月10日

## 教育委員会告示

### 川崎市教育委員会告示第19号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

平成29年6月23日

川崎市教育委員会  
教育長 渡邊 直美

1 日 時 平成29年6月30日(金) 14:30から

2 場 所 教育文化会館 第5会議室

3 議 事

議案第17号 平成30年度川崎市立特別支援学校高等部(知的障害教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第18号 平成30年度川崎市立中央支援学校高等部分教室の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第19号 平成30年度川崎市立田島支援学校高等部(肢体不自由教育部門)の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第20号 平成30年度川崎市立田島支援学校高等部(訪問教育部門)の募集及び選抜要綱について

議案第21号 平成30年度川崎市立聾学校幼稚部の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第22号 平成30年度川崎市立聾学校高等部の入学者の募集及び選抜要綱について

議案第23号 川崎市重要歴史記念物(深瀬家長屋門)の指定について

議案第24号 学校運営協議会委員の委嘱等について

4 その他報告等

### 川崎市教育委員会告示第20号

次の名称の公印を改刻しますので、告示します。

平成29年6月26日

川崎市教育委員会教育長 渡邊 直美

1 川崎市立下沼部小学校長印

- |              |               |
|--------------|---------------|
| (1) 使用開始日    | 平成29年6月26日    |
| (2) ひな形番号    | 30            |
| (3) 書 体      | てん書           |
| (4) 寸 法      | 方21ミリメートル     |
| (5) 保管場所及び個数 | 川崎市立下沼部小学校 1個 |
| (6) 印 影      |               |



## 人事委員会公告

### 川崎市人事委員会公告第3号

平成29年度川崎市職員(高校卒程度、保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職)

採用試験の実施について

平成29年度川崎市職員(高校卒程度、保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職)採用試験を次のとおり行います。

平成29年6月21日

川崎市人事委員会  
委員長 秦野 純 一



KAWASAKI CITY

## 平成29年度 川崎市職員採用試験受験案内 (高校卒程度等)

《高校卒程度》行政事務・消防士  
《資格免許職》保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職

川崎市人事委員会

### 《主な日程》

申込受付期間	7月20日(木) 午前9時～8月15日(火) 午後5時(受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	9月7日(木)(予定)
第1次試験日	平成29年9月24日(日) 【教養試験(行政事務・消防士)】 【総合筆記試験(保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)】 ※消防士では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に体力検査を第1次試験として実施します。(日程は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)
第1次合格発表日	10月3日(火) 午前10時(予定)(消防士以外) 10月12日(木) 午前10時(予定)(消防士)
第2次試験日	10月19日(木)～10月31日(火)(予定) ※試験区分ごとに試験科目・日程が異なります(詳細は、「3 試験科目・日程・会場・合格発表」参照)。
最終合格発表日	11月16日(木) 午前10時(予定)

### 《問い合わせ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4(砂子平沼ビル4階)

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki\_saiyou>[https://twitter.com/kawasaki\\_saiyou](https://twitter.com/kawasaki_saiyou)

※災害等により試験日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

1 試験区分・職務概要・採用予定人員

試験区分		主な職務概要	採用予定人員
高校卒業程度	行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口対応、内部管理業務などの行政事務に従事します。	20名程度
	消防士	主に、消防局、各消防署等で、火災・救急・救助等の現場活動、航空隊業務、消防施策の企画、調整、指令システム・通信施設の管理・運用、火災等の予防指導、防火対象物等の査察、危険物規制などの消防業務に従事します。	5名程度
保育士		主に、保育所等で、乳幼児の保育、地域の子育て家庭に対する支援など、保育士の専門業務に従事します。	若干名
栄養士		主に、保育所、市立病院等での栄養指導、給食管理、衛生管理や、区役所保健福祉センター、健康福祉局等での栄養相談、栄養指導、食育の推進など、栄養士の専門業務に従事します。	若干名
臨床検査技師		主に、市立病院、健康福祉局等で、検体検査・生理機能検査業務、感染症の検査・研究など、臨床検査技師の専門業務に従事します。	若干名
学校栄養職		市立学校及び学校給食センターでの学校給食の栄養管理、衛生管理、食に関する指導など、学校栄養職の専門業務に従事します。	15名程度

(注)

- 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
- 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

2 受験資格

(1) 年齢等

行政事務 消防士	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人 ※消防士については、日本国籍を有する人
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	昭和63年4月2日以降に生まれた人

(2) 身体的条件【消防士】・免許【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】

消防士	次の要件を全て満たす人 ① 視力(矯正視力を含む。)が両眼で 0.7 以上かつ一眼でそれぞれ 0.3 以上の人 ② 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができる人 ③ 聴力が正常な人
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	それぞれの免許(学校栄養職については栄養士免許)を有する人又は平成30年春までに行われる国家試験により免許取得見込みの人 ※保育士については、神奈川県で実施された地域限定保育士試験により資格を有する人を含む。

(注)

保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の受験者で免許取得済みの方はそれぞれの免許の写し、免許取得見込の方はそれぞれの免許取得に係る学歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書を、第1次試験合格発表後、指定する日までに送付していただきます。

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 試験科目・日程・会場・合格発表

## (1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日程	会場	合格等発表日
<b>教養試験【行政事務・消防士】・総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】</b>			
行政事務 消防士	【教養試験】 9月24日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 0時10分頃 (※途中退出はできません。)	次の会場のうちいずれかを受験 票で指定します。 (※受験票で指定した会場以外 での受験はできません。)	9月28日(木) 午前10時(予定) 【消防士:体力検査対象者】
保育士 栄養士 臨床検査技師 学校栄養職	【総合筆記試験】 9月24日(日) 集合時刻 午前 9時45分 解散時刻 午後 1時10分頃 (※途中退出はできません。また 昼食休憩はありません。)	市立川崎高校 (川崎市川崎区中島3-3-1) 市立幸高校※上履き持参 (川崎市幸区戸手本町1-150) 市立橋高校 (川崎市中原区中丸子562)	10月3日(火) 午前10時(予定) 【消防士以外:第1次試験合格】
<b>体力検査【消防士】(集合時間等の詳細は、対象者に文書で通知します。)</b>			
消防士	【体力検査】 10月5日(木)(予定)	川崎市消防訓練センター (川崎市宮前区犬蔵1-10-2)	10月12日(木)午前10時(予定) 【消防士:第1次試験合格】

## (2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

試験区分	試験科目・日程	会場	合格等発表日
<b>作文試験【行政事務・消防士】</b>			
行政事務 消防士	10月25日(水)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	
<b>身体検査【消防士】</b>			
消防士	10月25日(水)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	
<b>面接試験【全区分】</b>			
全区分	【集団討論・個別面接】 10月19日(木)～10月31日(火) (予定)のうち指定する1日	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	11月16日(木) 午前10時(予定) 【最終合格】

(注)

- 1 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 2 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 3 合格等発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 4 体力検査(消防士)の対象者、第1次試験合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 6 第1次試験合格者には、「面接カード」を3部(うち、2部は原本をコピーしたもの)提出していただきます(行政事務・消防士は10月25日(水)(予定)の作文試験の際に持参、保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職は10月11日(水)までに郵送(消印有効))。「面接カード」の様式は、第1次試験合格通知に同封(消防士は、体力検査の際に配布)いたしますので、消防士以外の区分の第1次試験合格者で、10月5日(木)までに第1次試験合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。  
また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 7 保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職の第1次試験合格者には、免許取得(見込)に関する書類(免許証の写し、又は卒業(見込)証明書及び成績証明書)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

### 4 試験の内容

#### (1) 第1次試験

教養試験【行政事務・消防士】・総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】	
行政事務 消防士	【教養試験】<択一式 50問 120分> ※出題の程度は高校卒業程度のもので 社会(法律、政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理、国語、人文)、自然(数学、物理、化学、 生物、地学)、文章理解(現代文、古文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈
保育士 栄養士 学校栄養職 臨床検査技師	【総合筆記試験】<択一式 60問 180分> ※出題の程度は短期大学卒程度のもので <<知能系(20問程度):各試験区分共通>> 出題分野:文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的処理、資料解釈  <<知識系(40問程度):試験区分ごとに出题分野が異なります。>> 出題分野は、「別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野」参照
体力検査【消防士】	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、 立ち幅とび、20mシャトルラン、腕立て伏せ)を行います。

#### 【別表 区分別の総合筆記試験(知識系)出題分野】

試験区分	出題分野
保育士	社会福祉、児童家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容、 子どもの保健(精神保健を含む。)
栄養士 学校栄養職	社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営
臨床検査技師	公衆衛生学、臨床検査総論(情報科学を含む。)、生理学、病理学(解剖・組織学を含む。)、 臨床化学(生化学を含む。)、血液学、免疫・血清学、微生物学(医動物学を含む。)

#### (2) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施)

作文試験【行政事務・消防士】	
行政事務 消防士	与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 <p style="text-align: right;">&lt;800字以上、1,000字以内 60分&gt;</p>
身体検査【消防士】	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の検査を行います。
面接試験(集団討論・個別面接)【全区分】	
全区分	【集団討論】<30分程度> 行政課題、時事問題などをテーマに集団討論を行い、社会性、伝達力、積極性、論理性などを評価し ます。 【個別面接】<30分程度> 個別面接(3対1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価し ます。

(注)

教養試験・総合筆記試験の問題例、作文試験の過去問題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

### 5 合格から採用まで

- 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の場合  
は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期  
間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則と  
して平成30年4月1日に採用されます。なお、既に学校等を卒業している人又は資格・免許等を取得している人につい  
ては、平成30年4月より前に採用されることもあります。
- 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場  
合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。また、資格・免許等の取得見込みの人で取得できない場合  
は、採用されません。
- 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。



## 6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた 適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

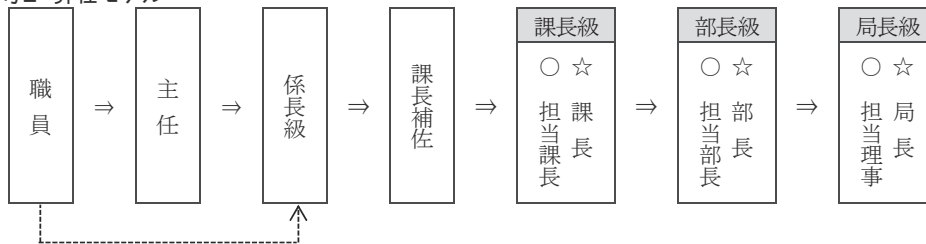
### ◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

#### 参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

#### 参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、一般事務職、土木職、建築職など13職種について係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

## 7 給与等

### (1) 給与(初任給)

平成29年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

試験区分	初任給 (地域手当を含む)	その他の手当など
行政事務	165,068円 (178,408円)	① 初任給については、高校卒業後(行政事務・消防士)、又は免許取得後(保育士・栄養士・学校栄養職・臨床検査技師)の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.30月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月あたり最高55,000円)、扶養手当、住居手当等の諸手当が支給されます。
消防士	178,408円 (195,692円)	
保育士 栄養士 学校栄養職	178,408円 (204,392円)	
臨床検査技師	186,992円 (204,392円)	

(注)初任給の( )書きは、行政事務、消防士については短大卒・高専卒者の場合、保育士、栄養士、学校栄養職、臨床検査技師については大学卒の場合の例です。

### (2)勤務時間及び休暇等

#### ①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

#### ②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

※配属先によって異なる場合があります。

#### ③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成29年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

### 8 個人別成績情報の提供

この試験で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限ります(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次試験 不合格者	第1次試験の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次試験配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書(ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載)) ②受験票 ③返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次試験 不合格者	第2次試験の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次試験の合算) ＜参考＞第2次試験配点 700点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、平成29年12月下旬以降に発送します。

### 9 申込方法等(電子申請【インターネット】のみ受付)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「川崎市職員(高校卒程度等)採用試験」→「電子申請による採用試験申込方法(高校卒程度等)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

申込受付期間	平成29年7月20日(木) 午前9時～8月15日(火) 午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線上の障害等にトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限に余裕を持ってお申込ください。 ※受験に際して市が収集する個人情報、採用試験及び採用手続きにのみ使用します。
申 込 手 順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】 利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れてしまうと、申込や申込整理票・受験票のダウンロードができなくなります。 【重要②】 利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますが、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「電子申請による採用試験申込方法(高校卒程度等)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用試験の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用試験・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過しても申請到達メールが届かない場合は、必ず人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から2日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)) 過ぎても、審査結果通知が届かない場合は、必ず人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p>
申込整理票と 受験票の印刷	9月7日(木)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名と試験区分を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次試験当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。

## ◎ 身体障害により受験上の配慮を希望する人へ

次のことを希望する人は、必ず申込時に、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話等で御連絡ください。

- (1) 行政事務の申込者で身体障害者手帳を持っている人は、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択の上、お申込みください。
- (2) 点字による受験を希望する人は、試験時間の延長などの配慮をします。試験会場等の詳細については、申込整理票の送信時に御連絡します。
- (3) 車椅子を使用する人は、試験会場を1階にするなどの配慮をします。
- (4) その他身体の事情により受験に際して特に配慮を必要とする人は、事前に相談してください。

## ◎ 前年度(平成28年度)実施結果(参考)

試験区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次試験 受験者数(人)	体力検査 対象者数(人)	第1次試験 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率 (倍)
行政事務	15	145	121	—	61	30	4.0
消防士	10	125	101	46	34	10	10.1
保育士	若干名	64	35	—	11	4	8.8
栄養士	若干名	91	66	—	12	4	16.5
臨床検査技師	若干名	26	24	—	12	5	4.8
学校栄養職	10	76	64	—	39	25	2.6

川崎市人事委員会公告第4号

平成29年度身体障害者を対象とした川崎市  
職員採用選考（第2回）の実施について  
平成29年度身体障害者を対象とした川崎市職員採用選

考（第2回）を次のとおり行います。

平成29年6月21日

川崎市人事委員会  
委員長 秦 野 純 一



KAWASAKI CITY

平成29年度  
身体障害者を対象とした  
川崎市職員採用選考案内（第2回）

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	【電子申請】 7月20日(木) 午前9時～ 8月10日(木) 午後5時(受信有効) 【郵送】 7月20日(木)～ 8月15日(火) (消印有効)
申込方法	電子申請又は郵送
受験票等発行	9月7日(木) (予定)
第1次選考日	平成29年9月24日(日)【教養試験・作文試験】
第1次合格発表日	10月3日(火) 午前10時(予定)
第2次選考日	10月20日(金)、23日(月)のうち指定する1日【面接試験】
最終合格発表日	11月16日(木) 午前10時(予定)

《問い合わせ先》 川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 (砂子平沼ビル 4階)

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki\_saiyou>[https://twitter.com/kawasaki\\_saiyou](https://twitter.com/kawasaki_saiyou)

※災害等により選考日程を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用選考は、皆さまの申込によって選考の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

※ 点字による受験ができます(詳しくはP. 5「◎ 受験上の配慮を希望する人へ」を参照してください。)

## 1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口対応、内部管理業務などの行政事務に従事します。	10名程度

(注)

- 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
- 2 交替制勤務を要する職場に配属されることがあります。

## 2 受験資格

次の要件を全て満たす人

- (1) 昭和58年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている人

※受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条により、次に該当する人は受験できません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 3 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表

第1次選考【教養試験・作文試験】				
選考日程	選考科目	選考内容	会場	合格発表日
9月24日(日) 集合時刻 午前9時45分 解散時刻 午後2時15分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。 社会(法律、政治、経済、社会) 人文(世界史、日本史、地理、国語、人文) 自然(数学、物理、化学、生物、地学) 文章理解(現代文、古文、英語) 判断推理、数的推理、資料解釈 【50問120分】	次の会場のうちいずれかを受験票で指定します。 (※受験票で指定した会場以外での受験はできません。)  川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3) 市立橋高校 (川崎市中原区中丸子562)	10月3日(火) 午前10時(予定) 【第1次選考合格】
	作文試験	○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。 【800字以上、1,000字以内60分】		
第2次選考【面接試験】(集合時間等の詳細は、第1次選考合格者に文書で通知します。)				
10月20日(金)、 23日(月)のうち 指定する1日	個別面接	個別面接(3対1)を行い、人物的側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 <30分程度>	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	11月16日(木) 午前10時(予定) 【最終合格】

(注)

- 1 受験に際しては、申込整理票及び受験票(郵送申込の場合は受験票のみ)、HBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、身体障害者手帳、昼食を持参してください。
- 2 選考会場への自動車の乗り入れは、自動車であれば選考会場に来られない方だけにしてください。選考会場の駐車場の利用を希望される方は、申込書の裏面に記載してください。
- 3 合格発表は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者の受験番号を掲載します。
- 4 第1次選考合格者及び最終合格者には、合格等発表日に文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、可否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次選考及び第2次選考の結果を総合して決定します。第1次選考、第2次選考ともに、いずれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかかわらず不合格となります。
- 6 教養試験の問題例及び作文試験の過去の出題例については、P.5「9 その他」を参照してください。
- 7 第1次選考合格者には、「面接カード」3部(うち、2部は原本をコピーしたものを、10月11日(水)消印有効までに提出していただきます。「面接カード」の様式は、第1次選考合格通知に同封いたしますので、第1次選考合格者で、10月5日(木)までに第1次選考合格通知が届かない場合は川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

### 4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非違行為等があった場合等を除き、原則として平成30年4月1日以降に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、選考合格者名簿から削除します。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

### 5 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・実績に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われています(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

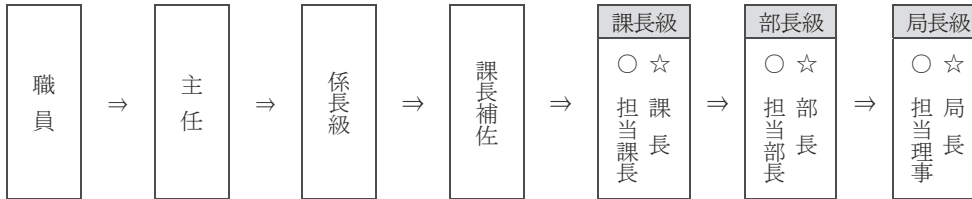
#### ◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

「外国籍職員の任用に関する運用規程」では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職(ラインの課長級以上の職を除く全ての職)に任用され、これらに関わる職員数はおおむね8割に当たるものであり、この中で、国籍に関わりなく職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

#### 参考1 職務の概要(代表例)

選考区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定

#### 参考2 昇任モデル



※1 ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

※2 係長級への昇任は、係長昇任選考を実施しており、合格すると33歳(最短)で係長級に昇任します。

### 6 給与等

#### (1) 給与(初任給)

平成29年4月1日現在の給与は次のとおりです。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。

学歴	初任給 (地域手当を含む)	その他の手当など
大学卒	204,392円	① 初任給については、学校卒業後の職歴等がある方は、一定の基準に基づいて、左記の金額に加算されます。 ② この他に、期末・勤勉手当(4.30月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月あたり最高55,000円)、扶養手当、住居手当等の諸手当が支給されます。
短大卒	178,408円	
高校卒	165,068円	

#### (2)勤務時間及び休暇等

##### ①勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分(休憩時間1時間を含む。)

※配属先によって異なる場合があります。

##### ②休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)

※配属先によって異なる場合があります。

##### ③休暇等

年次有給休暇(年間20日間)のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・忌引・子の看護・男性職員の育児参加・短期介護などの特別休暇があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。

※上記の内容は、平成29年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

## 7 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対し、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り、電話等は不可。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次選考配点 300点	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書(ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載)) ②受験票 ③返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定型封筒)
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次選考の合算) ＜参考＞第2次選考配点 700点	《申出書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4階 川崎市人事委員会事務局任用課  ※個人別成績情報は、平成29年12月下旬以降に発送します。

## 8 申込方法等

**受験申込は、電子申請(インターネット)又は郵送で行ってください。**

### (1) 電子申請(インターネット)による申込方法(推奨)

ホームページ「川崎市職員採用案内」→「川崎市職員採用試験・選考情報」→「身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考」→「電子申請による採用試験申込方法(身体障害者を対象とした採用選考)」と進み、詳しい申込方法を確認してから申込手続きを行ってください。

申込受付期間	平成29年7月20日(木) 午前9時～8月10日(木) 午後5時(受信有効) ※申込締切日はアクセスが集中し、サイトにつながらない、又は表示に時間がかかる等の現象が起こることがあります。また、使用するパソコンや通信回線の障害等にトラブルについては、一切責任を負いかねますので、期限までに余裕を持ってお申込ください。
申込手順	<p>(1)「ネット窓口かわさき(電子申請サービス)」の利用者登録を行う(登録済みの方は(2)へ) ネット窓口かわさき(電子申請サービス)の利用者登録の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用選考・電子申請マニュアル(利用者登録編)」を御確認ください。 【重要①】利用者登録の際に取得した「ID」と「パスワード」は忘れないよう必ず控えておいてください。「ID」と「パスワード」を忘れてしまうと、申込や申込整理票・受験票のダウンロードができなくなります。 【重要②】利用者登録の際の入力項目に、「審査結果通知」及び「到達メール」の受け取りを希望するかどうかの項目がありますが、必ず「希望する」を選択してください。</p> <p>(2)電子申請により受験申込を行う ネット窓口かわさきの利用者登録が完了後、ホームページ「電子申請による採用試験申込方法(身体障害者を対象とした採用選考)」の下段にある「電子申請する」ボタンを選択し、画面表示にしたがって採用選考の申込を行ってください。申込の手順は、ホームページに掲載してある「川崎市職員採用選考・電子申請マニュアル(申請編)」を御確認ください。 ⇒申込手続きが完了すると、ネット窓口かわさきの利用者登録の際に登録したメールアドレスに、1時間以内に申請到達メールが送信されますので確認してください(申込完了後、1時間経過後でも申請到達メールが届かない場合は、必ず人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p> <p>(3)申込内容の審査 川崎市人事委員会が、申込内容を審査します。 ※申込内容確認のため、電話連絡することがあります。連絡が取れない場合、申込を受け付けできない場合がありますので、受験申込の際の連絡先の入力、誤りのないよう、また、確実に連絡が取れる連絡先を入力してください。</p> <p>(4)審査結果の通知 申込内容等に不備がなく、審査が終了すると、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルへ審査結果が通知されますので必ず確認してください(受験申込日から2日程度(土曜日・日曜日・祝日は除く。)過ぎても、審査結果通知が届かない場合は、必ず人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。)</p>

申込整理票と受験票の印刷	9月7日(木)(予定)に「申込整理票」と「受験票」を、ネット窓口かわさきの電子申請利用者ポータルに送信しますので、ダウンロードして、それぞれ片面印刷(A4サイズ)してください。「申込整理票」には、カラー写真(縦4cm×横3cm、裏面に氏名を記入)の貼り付けと署名をしてください。 第1次選考日当日、写真を貼り付け、署名した「申込整理票」と「受験票」を必ず持参してください。
--------------	---

## (2) 郵送による申込方法(持参による受付は行いません。)

申込受付期間	平成29年7月20日(木) ~ 8月15日(火) (消印有効) ※申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。
申込方法	封筒の表に「身体障害者選考申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形2号を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申込書の郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課
提出書類	カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通 (1) 申込書に必要事項を記入し、署名欄は必ず自書してください(点字受験者は代筆可)。 (2) 62円切手は、受験票送付用です。申込書の右上にクリップで留めてください。 (3) 写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。 ※ ホームページ「川崎市職員採用案内」から申込書を印刷する際は、必ず両面印刷してください。
受験票の交付	9月7日(木)(予定)に「受験票」を、本人宛てに郵送しますので、第1次選考日当日必ず持参してください。 なお、9月11日(月)までに受験票が到着しない場合には、人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。

## ◎ 受験上の配慮を希望する人へ

- この選考については、希望により点字による受験ができます。点字による受験を希望する人は、電子申請の際に「1 希望する」を選択(郵送申込の場合は申込書の点字受験欄に○印を記入)の上、お申し込みください。
- 選考当日、補装具等の持込みを希望する人、手話通訳者を必要とする人、車椅子を使用する人、その他受験に際して特に配慮を希望する人は、電子申請の際にコード選択又は入力(郵送申込の場合は申込書の裏面に必ず必要事項を記入)してください。

## 9 その他

- 教養試験の問題例及び作文試験の過去問題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。インターネットを利用できない場合は、返信用封筒(82円切手を貼り、宛先を明記した定形封筒)及び身体障害者採用選考の問題例等を請求する旨を書いたメモを同封し、次の住所宛て請求してください。印刷したものを送付します。  
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課
- 受験に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用手続きにのみ使用します。

## ◎ 実施結果(参考)

## 平成28年度身体障害者を対象とした採用選考(第2回)実施結果

選考区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	第1次選考 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
行政事務	10	33	26	20	8	3.3

## 平成29年度身体障害者を対象とした採用選考(第1回)実施結果

選考区分	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	受験者数 (人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
行政事務	5	22	14	5	2.8



《申込書記入方法》

申込書は、記入例をよく見てボールペンで間違いのないようにはっきりと記入してください。コード番号は下のコード表を見て記入してください。

- ① 性別:該当する性別を○で囲んでください。
- ② 生年月日:1桁の数字の場合は10の位に0を記入し、( )内には西暦の下2桁を記入してください。  
(記入例)平成8年4月1日生まれ
- ③ 年齢:平成30年4月1日現在の年齢を記入してください。  
(記入例)22歳
- ④ 氏名:カタカナは、濁点「゜」、半濁点「ㇰ」も同一マス内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先:受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号:電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めるところを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴:最終のものから順に記入してください。区分はコード表を見て記入してください。  
 ※1 卒業見込は、平成30年3月までに卒業を予定している場合に限りです。  
 ※2 中途退学の場合は学歴に含めません。  
 ※3 専修学校、各種学校等の場合については、2年以上のものを記入してください。  
 (記入例)○○大学法学部法律学科に平成26年4月に入学し、平成30年3月に卒業見込  
 △△高校普通科に平成23年4月に入学し、平成26年3月に卒業した場合
- ⑧ アンケート:次のアンケートは、今後の職員採用の広報等の参考としますので、御協力をお願いします。回答はコード表を見て記入してください。なお、このアンケートは合否には一切関係ありません。  
 (ア) アンケート1:この選考があることをどの方法で知りましたか。(複数回答可)  
 (記入例)学校と川崎市ホームページ  
 (イ) アンケート2:他の公務員、民間企業等への併願状況(予定を含む。)について、川崎市を除いた志望順に左から記入してください。  
 (記入例)第1志望:国家公務員、第2志望:民間企業
- ⑨ 点字受験:点字受験を希望する場合、○印を記入してください。
- ⑩ 身体障害者手帳:手帳の記載内容を記入してください。障害名は、手帳の記載どおりに記入してください。障害区分は、主な障害についてコード表を見て記入してください。  
(記入例)○○による左下肢機能障害5級(肢体不自由)
- ⑪ 署名欄:記載内容を確認の上、必ず自署してください(点字受験者は代筆可)。

(コード表)

最終学歴		アンケート				障害区分(注)
区	分	アンケート1		アンケート2		
大 学 院	1	学 校	01	国 家	01	視 覚 01
大 学	2	知 人 ・ 友 人	02	東 京 都	02	
短 大	3	市 政 だ よ り	03	神 奈 川 県	03	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 02
高 専	4	川 崎 市 ホ ー ム ペ ー ジ	04	そ の 他 道 府 県	04	
専 修 学 校 等	5	就 職 情 報 サ イ ト	05	横 浜 市	05	音 声 ・ 言 語 ・ 03
高 校	6	採 用 案 内	06	相 模 原 市	06	そ し ゃ く 機 能
中 学 校	7	受 験 雑 誌	07	特 別 区	07	
		説 明 会	08	そ の 他 市 町 村	08	肢 体 不 自 由 04
		そ の 他	09	そ の 他 の 公 務 員	09	
				民 間 企 業	10	内 部 障 害 05
				進 学	11	
				併 願 な し	12	

(注) 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害、その他政令で定める障害については「内部障害(コード05)」を記入してください。

記入例 (表面)

右上に受験票送付用の62円切手をクリップで留めてください。



平成29年度 身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考(第2回) 申込書

\* ※の項目は記入しないでください。  
\* この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

※ ナンバリング

種別	(コード)	試験区分	(コード)	※	受験番号	この欄に必ずカラー写真を貼ってください。 縦4cm×横3cm ・上半身、正面向き、脱帽 3箇月以内撮影 ・写真裏面に氏名を記入すること
身体障害者	0 5	行政事務	0 1			
性別 (該当に○)	生年月日 (1桁の場合は頭に「0」をつけてください。)			年齢 (平成30年4月1日現在)		
① ② ③ (男)女	元号	年	月	日	満	歳
昭和平成	0 8	( 1 9 9 6 )	0 4	0 1	満	2 2 歳
氏名(カナ) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください						
④ カ ワ サ キ ジ ロ ウ						
氏名(漢字) 左詰で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください						
川 崎 次 郎						
受験票・合格通知等送付先 (郵便番号)				〔都道府県〕及び〔郡・市町村・区〕		
⑤ 2 1 0 - 0 0 0 4				神奈川県川崎市川崎区		
(「町・字名」及び「番地」)				(「マンション・アパート名」、「室番号」、「方書」等)		
宮本町1-2-3				砂子平沼ビル401号室		
現住所 受験票・合格通知等送付先と異なる場合のみ記入してください。						
-						
電話番号 (自宅)		(携 帯)		連絡先名		
⑥ 044-200-XXXX		090-1234-XXXX		父		090-5678-XXXX
最終学歴 (学校名)		(区分)	※(学校コード)	(学 部)	(学 科・専攻)	
⑦ ○○大学		2		法学部	法律学科	
平成	2 6	年	0 4	月	入学	平成 3 0 年 0 3 月
卒業						卒業 (卒業見込)
その前の学歴 (学校名)				(学 部)	(学 科・専攻)	
△△高校					普通科	
平成	2 3	年	0 4	月	入学	平成 2 6 年 0 3 月
卒業						
アンケート1		アンケート2		点字受験		
⑧ 0 1 0 4		0 1 1 0		(点字希望者のみ○を記入)		
⑨ 身体障害者手帳	(交付機関名)	(交付番号)	(交付年月日)			
	川崎 都道府県(市)	第○○○○号	昭和(平成)	2 4	年	0 8 月 0 1 日
⑩	(障害名)	(障害の等級)	(再交付年月日)			(障害区分)
	〇〇による左下肢機能障害	5 級	昭和・平成		年	月
						0 4

私は、平成29年度身体障害者を対象とした川崎市職員採用選考案内(第2回)の記載事項を了承の上、同選考を受験したいので申し込みます。なお、私は、選考案内に掲げられている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。

⑪ 平成 29 年 7 月 20 日 氏名 川崎 次郎 (必ず自書してください。)

裏面も必ず記入してください。

**川 崎 区 告 示**

**川崎市川崎区告示第4号**

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効としたので告示します。

平成29年6月30日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

自動車臨時運行許可番号標	無効年月日
川崎 8 - 87	平成29年6月30日

**川 崎 区 公 告**

**川崎市川崎区公告第68号**

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年6月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第69号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年6月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年度	科目	期別	この公示により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第9期	平成29年7月1日(第9期分)	計2件

平成28年度	国民健康保険料	第10期	平成29年7月1日(第10期分)	計4件
平成29年度	国民健康保険料	過年5月	平成29年7月1日(過年5月分)	計2件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第70号**

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年6月20日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第2期	平成29年7月1日(第2期分)	計25件

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第71号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成29年6月22日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

**川崎市川崎区公告第72号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 6月22日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

**川崎市川崎区公告第73号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月28日

川崎市川崎区長 土 方 慎 也

（別紙省略）

**幸 区 公 告**

**川崎市幸区公告第31号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 6月16日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついで裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

**川崎市幸区公告第32号**

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 6月16日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

**川崎市幸区公告第33号**

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月20日

川崎市幸区長 石 渡 伸 幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第10期	平成29年7月1日（第10期分）	計1件
平成29年度	国民健康保険料	過年4月	平成29年7月1日（過年4月分）	計1件
平成29年度	国民健康保険料	過年5月	平成29年7月1日（過年5月分）	計2件

（別紙省略）

**川崎市幸区公告第34号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が

不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年6月20日

川崎市幸区長 石渡伸幸

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	介護保険料	第11期	平成29年7月1日（第11期分）	計1件
平成28年度	介護保険料	第12期	平成29年7月1日（第12期分）	計1件
平成29年度	介護保険料	第1期	平成29年7月1日（第1期分）	計1件
平成29年度	介護保険料	第2期	平成29年7月1日（第2期分）	計20件

(別紙省略)

## 高 津 区 公 告

### 川崎市高津区公告第28号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年6月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第7期分	平成29年7月1日（第7期分）	計1件
平成28年度	国民健康保険料	第8期分	平成29年7月1日（第8期分）	計3件
平成28年度	国民健康保険料	第9期分	平成29年7月1日（第9期分）	計5件
平成28年度	国民健康保険料	第10期分	平成29年7月1日（第10期分）	計8件

(別紙省略)

### 川崎市高津区公告第29号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年6月20日

川崎市高津区長 高梨憲爾

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成29年度	介護保険料	第2期分	平成29年7月1日（第2期分）	計24件

(別紙省略)

### 川崎市高津区公告第30号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年6月21日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての決裁があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙省略

### 川崎市高津区公告第31号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年6月21日

川崎市高津区長 高梨憲爾

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分

の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙省略

川崎市高津区公告第32号

差押通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月30日

川崎市高津区長 高梨 憲爾

(別紙省略)

宮 前 区 公 告

川崎市宮前区公告第32号

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	国民健康保険料	第10期	平成29年 7月 1日	計 2件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第33号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年 6月20日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	介護保険料	第12期	平成29年 7月 1日	計 1件
平成29年度	介護保険料	過年度随時(平成29年4月)	平成29年 7月 1日	計 1件
平成29年度	介護保険料	第 1期	平成29年 7月 1日	計10件

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第34号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 6月22日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第35号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

平成29年 6月22日

川崎市宮前区長 小田嶋 満

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

**多 摩 区 公 告**

**川崎市多摩区公告第35号**

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年6月20日

川崎市多摩区長 石 本 孝 弘

年度	科目	期別	滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成29 年度	介護保 険料	第1期	平成29年7月2日	計4件
平成29 年度	介護保 険料	第2期	平成29年7月2日	計11件

別紙省略

**麻 生 区 公 告**

**川崎市麻生区公告第33号**

次の督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年6月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

年度	科目	期別	この公告により 滞納処分に 着手し得る日	件数・備考
平成28 年度	国民健康 保険料	第9期	平成29年7月3日 (第9期分)	計1件
平成28 年度	国民健康 保険料	第10期	平成29年7月3日 (第10期分)	計5件
平成29 年度	国民健康 保険料	過年4月	平成29年7月3日 (過年4月分)	計1件

別紙省略

**川崎市麻生区公告第34号**

次の差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年6月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

**川崎市麻生区公告第35号**

次の配当計算書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年6月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

**川崎市麻生区公告第36号**

次の差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年6月20日

川崎市麻生区長 北 沢 仁 美

別紙省略

**正 誤**

川崎市公報第1,725号（平成29年6月26日発行）2,048ページ中「川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者の指定」は「川崎市立日本民家園及び川崎市青少年科学館の指定管理者の公募」の誤り。

